

令和5年度第2回水戸市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会 次第

日時 令和5年12月22日(金) 午後2時から
場所 水戸市役所 4階 政策会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議事

(1) 水戸市地域福祉計画(第4次)素案について

資料

(2) その他

4 閉 会

第2回地域福祉専門
分科会資料
令和5年12月22日
福祉部福祉総務課

水戸市地域福祉計画（第4次）

～すべての人がともに支えあい助けあう 地域共生のまち・水戸～

素案

水戸市

<目次>

第1章 計画策定の基本的事項	1
第1節 計画策定の趣旨	3
第2節 計画の位置付け	4
1 法的根拠と計画の役割	4
2 各種計画との位置付け	6
第3節 計画の期間	6
第2章 水戸市の現況と課題	7
第1節 水戸市の現況等	9
1 人口及び世帯に関する現況	9
2 子どもに関する現況	13
3 高齢者に関する現況	14
4 障害者等に関する現況	16
5 生活保護に関する現況	17
6 再犯者に関する現況	18
第2節 アンケート調査の概要	19
1 市民意識調査	19
2 社会福祉事業者アンケート調査	37
第3節 地域福祉計画（第3次）重点施策の評価	42
第4節 地域課題と課題解決に向けた方向性	44
第3章 計画の基本的方向	47
第1節 目指す姿	49
第2節 基本方針	50
第3節 施策の体系	51
第4節 重点施策	52
第4章 施策の展開	
基本方針1 つながり助けあう地域づくり	
基本方針2 包括的な支援体制づくり	
基本方針3 とともに支えあう人づくり	
第5章 推進体制と進行管理	
第1節 推進体制	
第2節 進行管理	
資料編	
1 国・県等の動向	
1 国の動向	
2 社会福祉法の抜粋	
3 県の動向	
4 SDGs との関係	

2	計画の策定体制
1	市民参加
2	庁内組織
3	計画の策定過程
4	水戸市社会福祉審議会地域福祉専門分科会
5	水戸市地域福祉計画庁内検討委員会
6	用語集

第1章 計画策定の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

近年、我が国では、少子化に伴う人口減少や高齢化が進行するとともに、核家族化や単身世帯の増加、個人の価値観の多様化等により、地域住民同士のつながりの希薄化が顕著になり、家庭や地域で助け合う機能が弱まっています。

これらの変化を踏まえ、国においては、2017（平成29）年6月に地域のあらゆる課題を「我が事・丸ごと」として解決し、地域共生社会の実現を目指す方針を示しました。また、2020（令和2）年6月に社会福祉法を改正し、複数の課題を抱えている人や地域から孤立している人などの課題に対応するため、既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築する仕組みとして、重層的支援体制整備事業を創設しました。

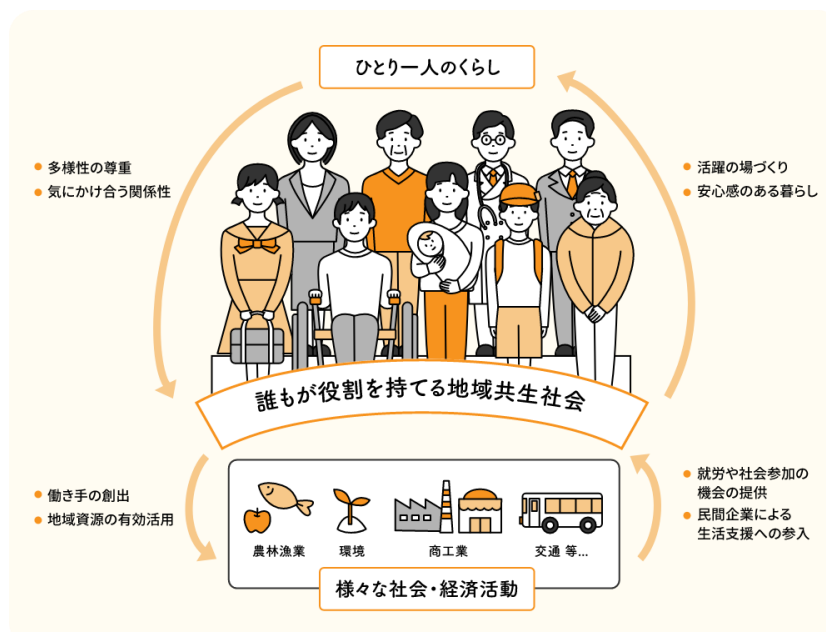
本市においては、2020（令和2）年3月に策定した水戸市地域福祉計画（第3次）に基づき、「すべての人がともに支えあい助けあう 地域共生のまち・水戸」の実現を目指し、重点施策として、「地域住民による交流づくりの推進」、「連携体制づくりの推進」及び「福祉のこころを育む人づくりの推進」を位置付け、地域福祉の推進を図ってきたところです。

「水戸市地域福祉計画（第4次）」は、社会福祉法や「水戸市第7次総合計画」、関連計画等との整合を図りながら、SDGs※の理念を踏まえ、地域共生社会の実現を目指し、策定するものです。

あわせて、犯罪をした人等の安定した社会復帰を支援し、再犯防止を推進するため、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく「地方再犯防止推進計画」を内包するものとなります。

※SDGs（Sustainable Development Goals）とは

2015（平成27）年に国連サミットで採択された持続可能な開発目標であり、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、様々な課題に対して総合的な取組を示したものです。



厚生労働省ホームページより (<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/>)

第2節 計画の位置付け

1 法的根拠と計画の役割

(1) 地域福祉計画

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として策定し、以下に掲げる地域福祉の推進に関する事項を一体的に定めます。

◆地域福祉の推進に関する事項（社会福祉法第107条）◆

- ① 地域における高齢者の福祉，障害者の福祉，児童の福祉その他の福祉に関し，共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

◆2017（平成29）年における社会福祉法の改正のポイント◆

- ① 地域共生社会の実現に向けて，支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な「地域生活課題」について，住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指すという「地域福祉の方法」が明記されました。（法第4条第2項）
- ② 地域福祉を推進するにあたっての「国及び地方公共団体の責務」を定め，その責務を具体化し，公的責任を明確にするため「包括的な支援体制の整備」に努めることが規定されました。（法第6条第2項，法第106条の3）
- ③ 「福祉の各分野における相談支援を担う事業者の責務」として，自らが解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握した場合に，必要に応じて適切な支援機関につなぐことが努力義務とされました。（法第106条の2）

◆2020（令和2）年における社会福祉法の改正のポイント◆

- ① 市町村において，既存の相談支援等の取り組みを生かしつつ，地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため，相談支援，参加支援，地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設されました。（法第106条の4）
- ② 地域における良質かつ適切な福祉サービスの提供及び社会福祉法人の経営基盤の強化を図るため，社会福祉法人等が社員となり，福祉サービス事業者間の連携・協働を図るための取り組みを行う新たな法人制度として「社会福祉連携推進法人制度」が創設されました。（法第11章）

(2) 地方再犯防止推進計画

本計画は、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進するため、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項の規定に基づく「地方再犯防止推進計画」を内包し策定するものとし、再犯防止の推進に関する取組を定めます。

◆2016（平成28）年における再犯の防止等の推進に関する法律の施行のポイント

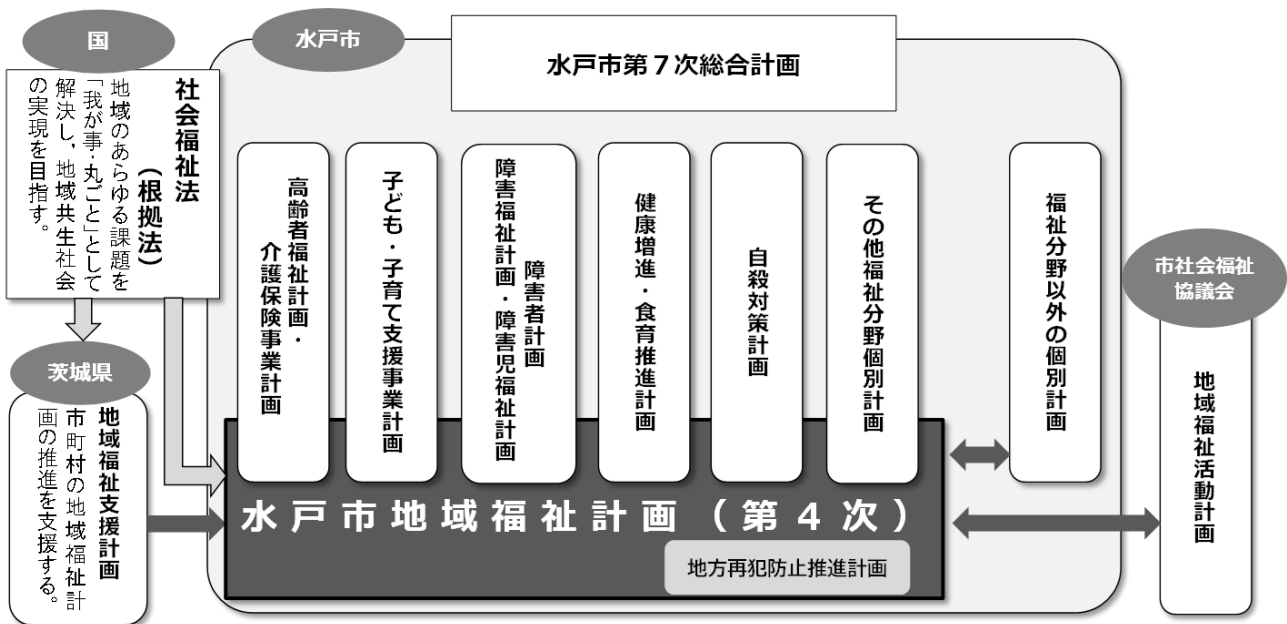
- ① 国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とするものです。（法第1条）
- ② 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならないことが規定されました。（法第5条）
- ③ 都道府県及び市町村は、国の「再犯防止推進計画」を勘案して、「地方再犯防止推進計画」を定めることが努力義務とされました。（法第8条第1項）

2 各種計画との位置付け

本市の上位計画である「水戸市第7次総合計画」や関連する「障害者計画」、「障害福祉計画・障害児福祉計画」、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「健康増進・食育推進計画」、「自殺対策計画」、「その他福祉分野個別計画」等の本市が策定した各種個別計画との整合を図りながら、福祉分野個別計画の横断的な地域福祉計画として策定するものです。

その他、茨城県の「地域福祉支援計画」や水戸市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」との整合を図ります。

◇ 計画の位置付け



第3節 計画の期間

本計画の期間は、「水戸市第7次総合計画」と整合を図り、2024（令和6）年度から2028（令和10）年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化や制度改正等の状況を踏まえて、必要に応じて見直しを行います。

第2章 水戸市の現況と課題

第1節 水戸市の現況等

1 人口及び世帯に関する現況

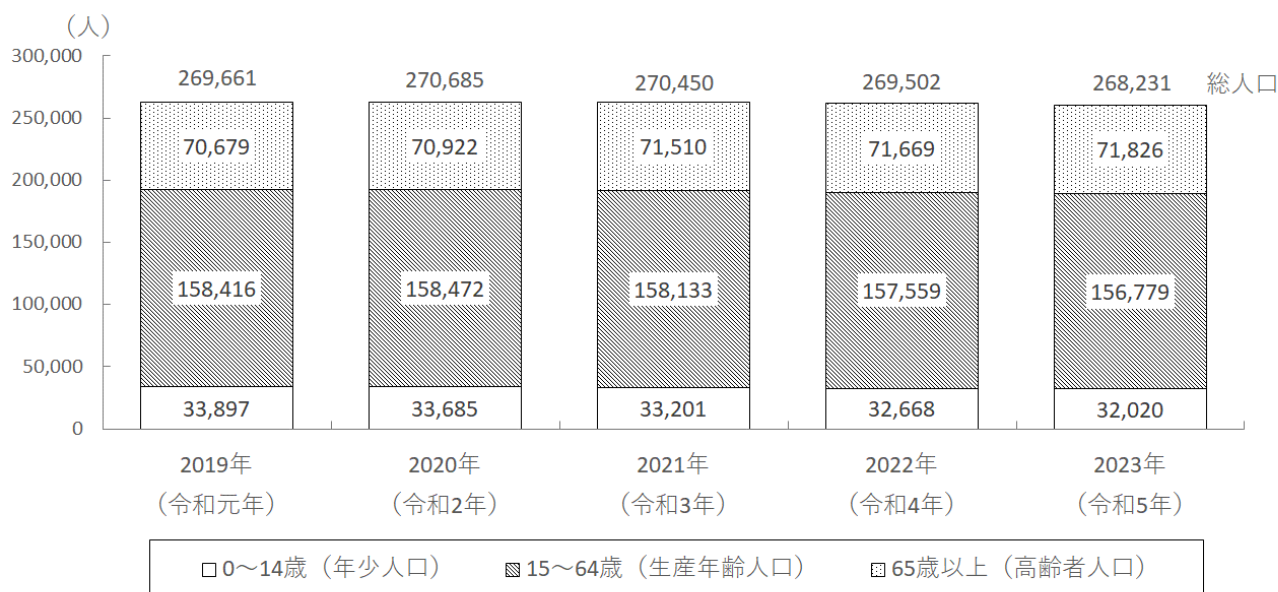
(1) 人口

① 人口の現状

本市の総人口（年齢不詳者含む）は、2019（令和元）年に269,661人、2020（令和2）年に270,685人となりましたが、2021（令和3）年以降は年々減少となり2023（令和5）年には268,231人となりました。

また、年齢3区分別人口をみると、65歳以上の高齢者人口は増加する一方で、生産年齢人口と年少人口は減少しており、少子高齢化がより一層進行していることが分かります。

図1 総人口と年齢3区分別人口の推移（調整中）



各年10月1日現在（資料 茨城県統計課「茨城県常住人口調査」）
※「総人口」には年齢不詳分を含んでいます。

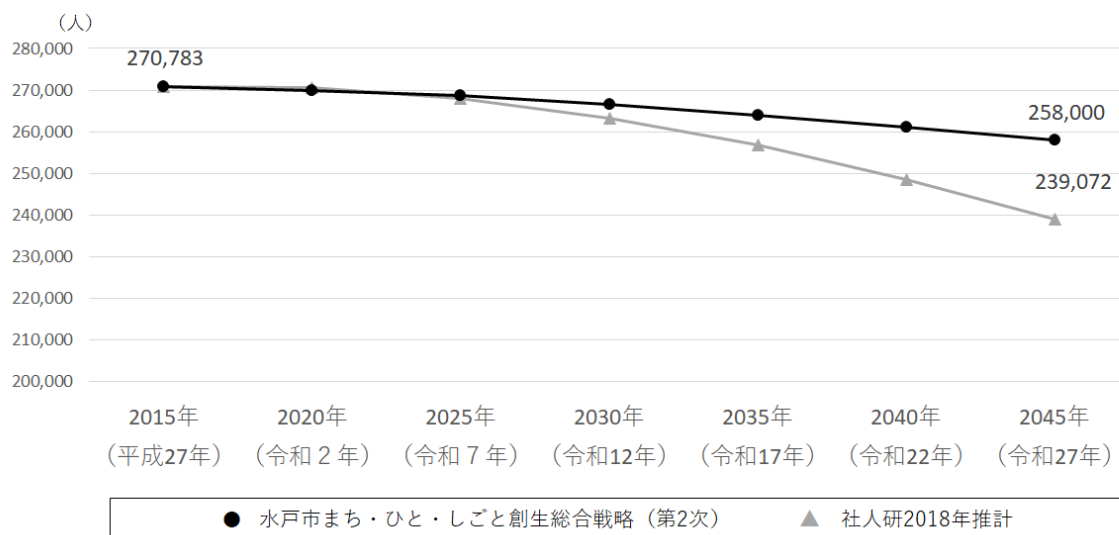
第2章 水戸市の現況と課題

② 人口の将来推計及び目標人口

国立社会保障・人口問題研究所の人口の将来推計をみると、総人口は2015（平成27）年の270,783人から2045（令和27）年には239,072人となり、30年で3万人以上減少するとされています。

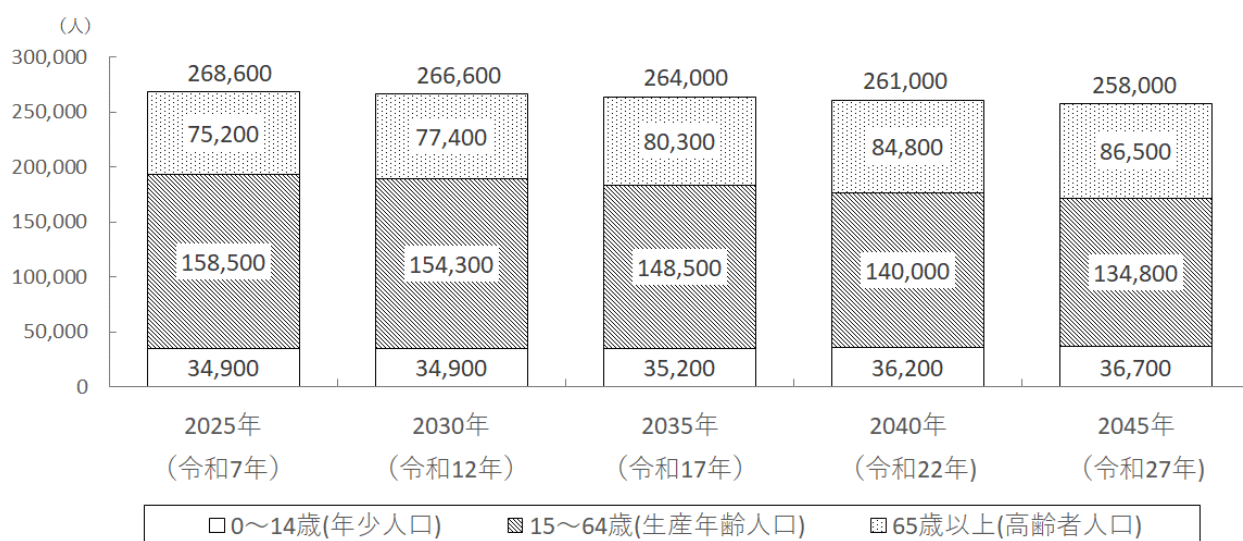
これに対して、本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略（第2次）においては、2045（令和27）年の目標人口を258,000人としています。

図2 人口の将来推計及び目標人口



（資料 水戸市政策企画課「水戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略（第2次）」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2018年推計）」）

図3 目標人口における年齢3区分別人口の将来推計



（資料 水戸市政策企画課「水戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略（第2次）」）

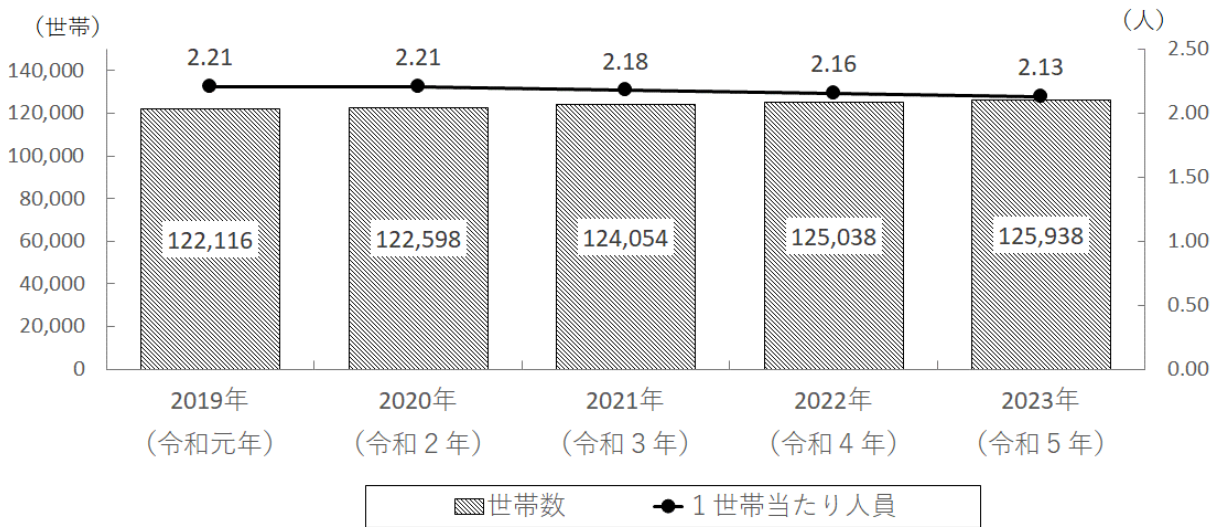
(2) 世帯

本市の総世帯数は年々増加しており、2023（令和5）年は125,938世帯となっています。一方で1世帯あたりの人員は2019（令和元）年に2.21人であり、2023（令和5）年には2.13人に減少しています。

また、単身世帯については、2010（平成22）年には総世帯に占める割合が34.0%でしたが、2020（令和2）年には5.3ポイント増の39.3%となっています。

国や県との比較をみると、本市では茨城県や全国の値より単身世帯の割合が高い傾向にあります。

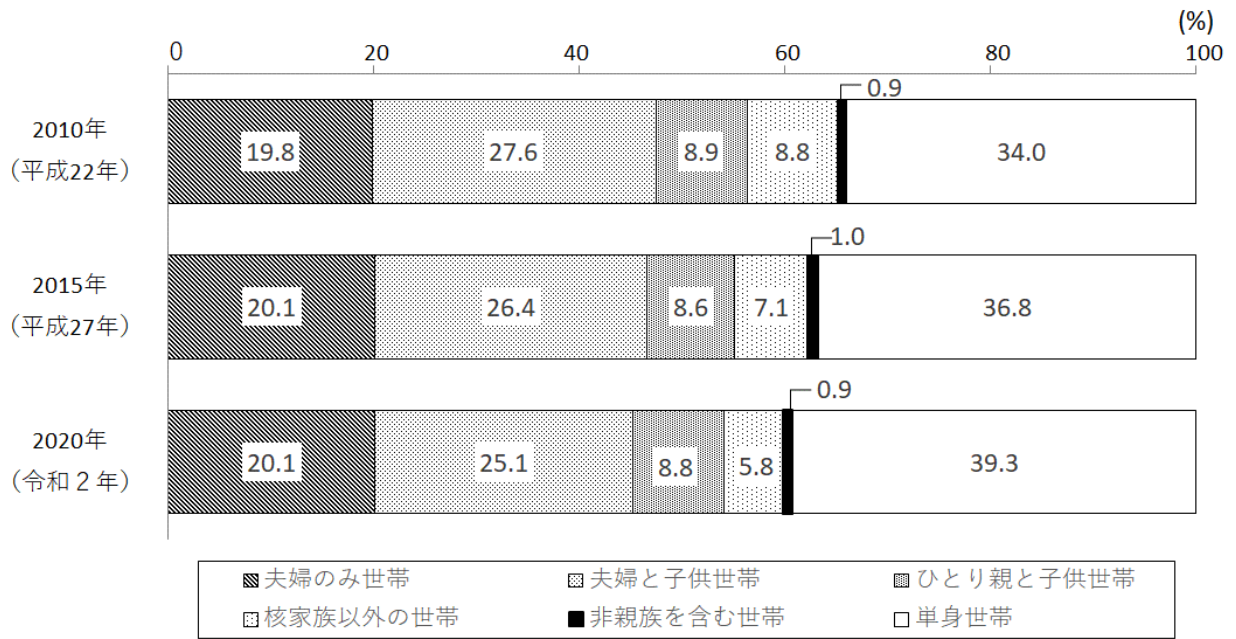
図4 世帯数と1世帯当たり人員の推移



各年10月1日現在 (資料 水戸市デジタルイノベーション課)

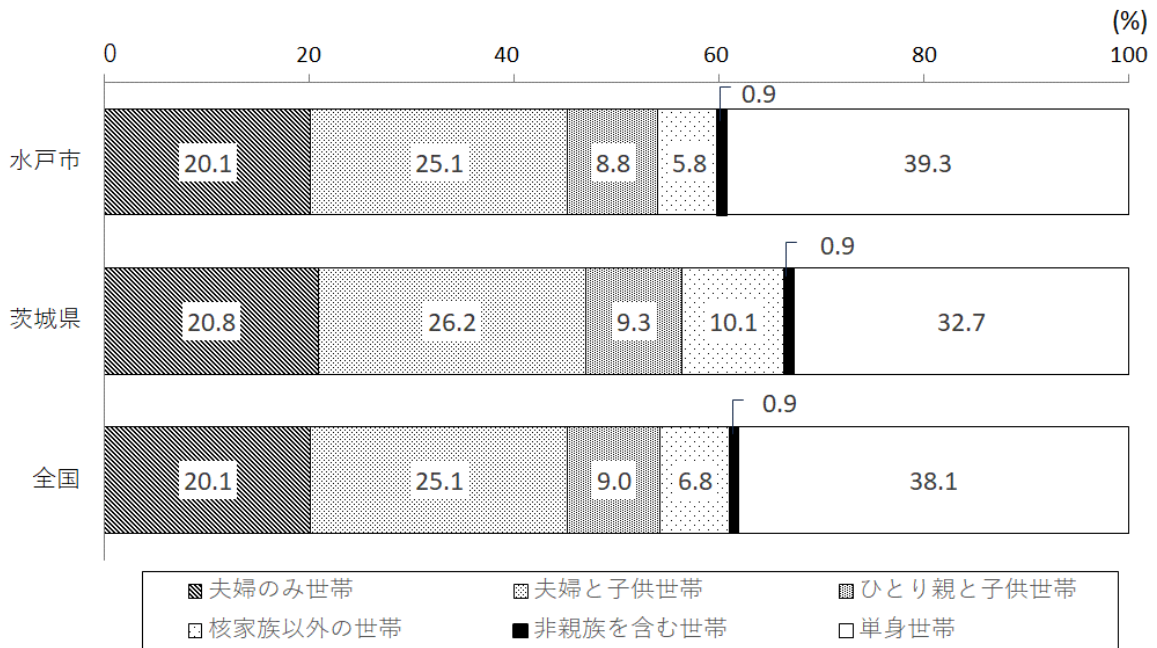
第2章 水戸市の現況と課題

図5 総世帯に占める世帯構成の推移



各年10月1日現在 (資料 総務省統計局「国勢調査」)

図6 総世帯に占める世帯構成に係る国や県との比較



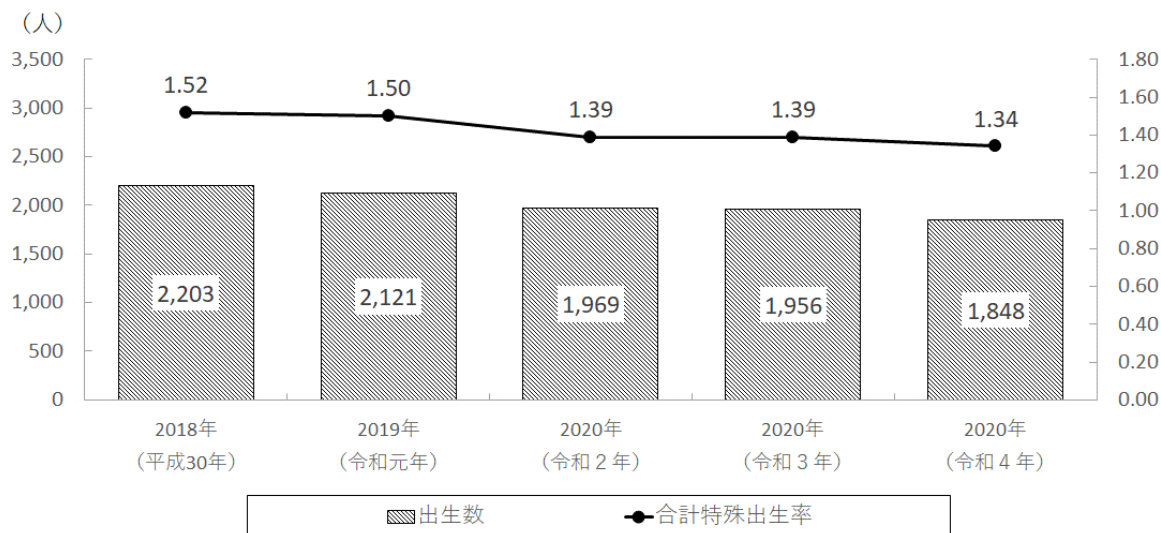
2020 (令和2) 年10月1日現在 (資料 総務省統計局「国勢調査」)

2 子どもに関する現況

本市の出生数は年々減少傾向にあり、2020（令和2）年には2,000人を下回り、2022（令和4）年には1,848人となりました。合計特殊出生率も1.34に減少しています。

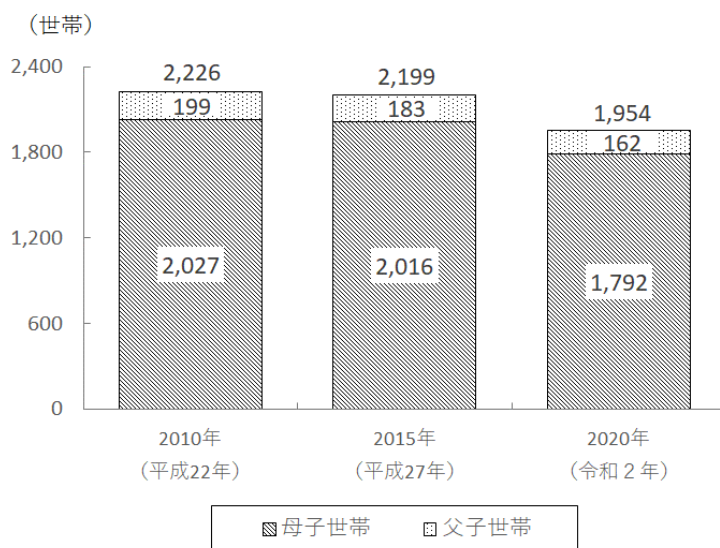
ひとり親世帯は2020（令和2）年に1,954世帯と減少しています。内訳としては、母子世帯が1,792世帯と9割以上を占めています。

図7 出生状況の推移



各年12月末現在 (資料 水戸市デジタルイノベーション課)

図8 ひとり親世帯数の推移



各年10月1日現在 (資料 総務省統計局「国勢調査」)

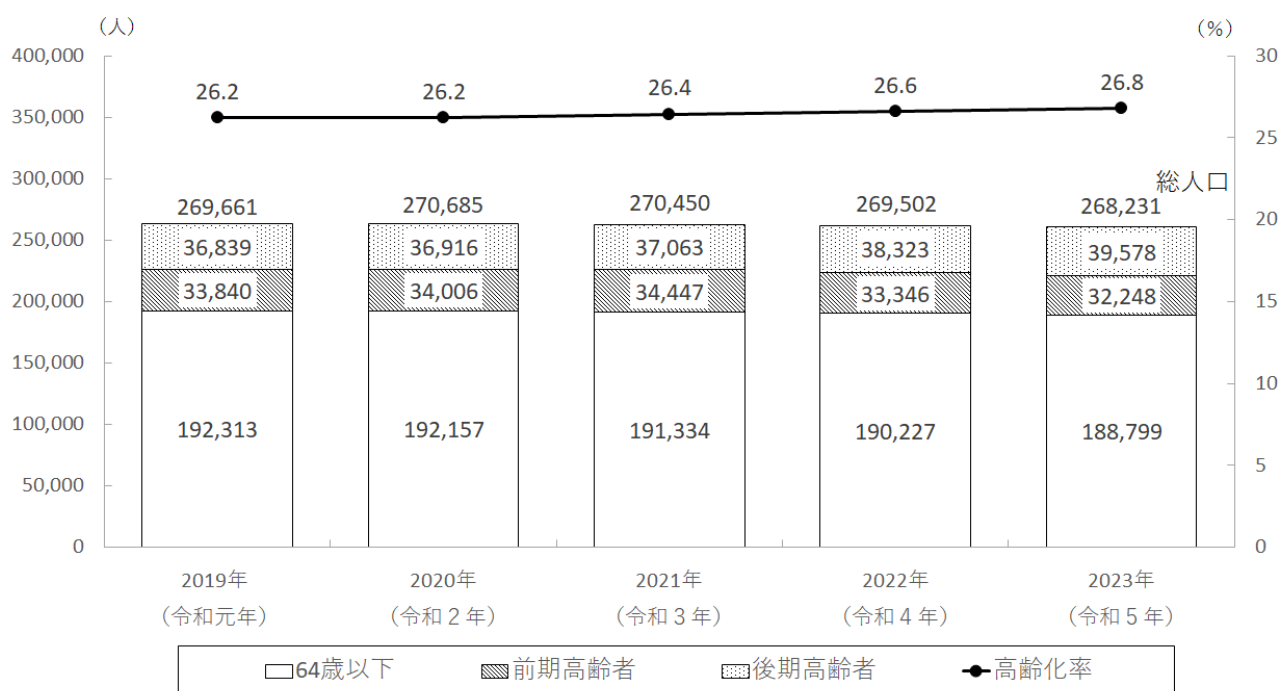
3 高齢者に関する現況

本市では64歳以下の人口が減少している一方で、高齢者人口は増加しており、2023（令和5）年は高齢化率が26.8%となっています。

高齢者のいる世帯の推移をみると、高齢者単身世帯と高齢者夫婦世帯は増加が続いており、特に高齢者単身世帯の増加率が高くなっています。

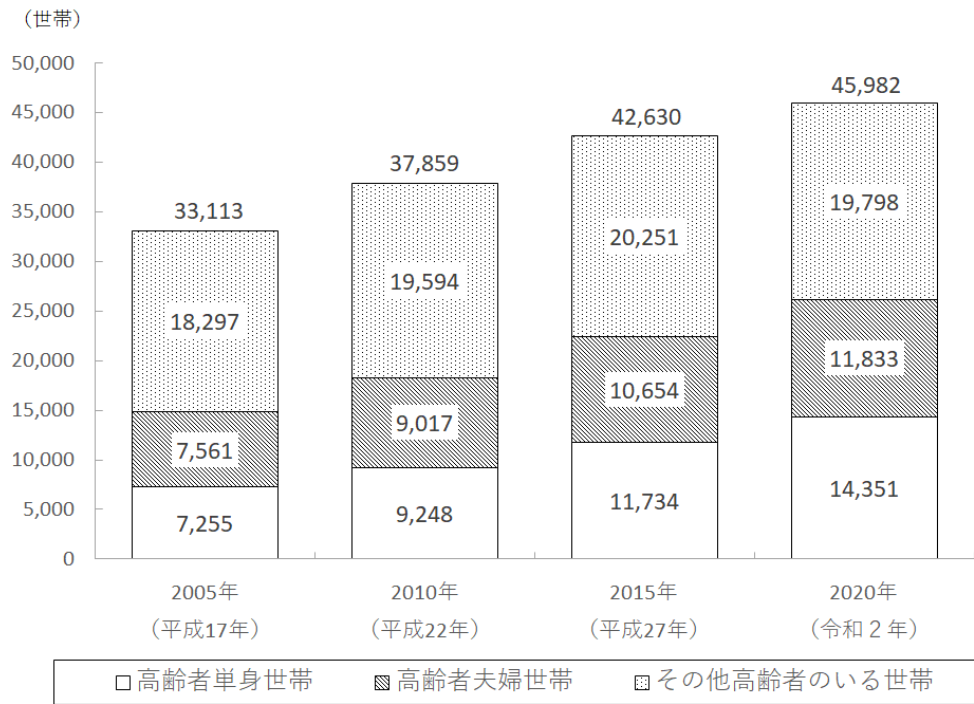
また、65歳以上の第1号被保険者に占める要支援・要介護認定率は19%台で推移していますが、要介護認定者は微増しています。

図9 総人口に占める高齢者人口の推移（調整中）



各年10月1日現在（資料 茨城県統計課「茨城県常住人口調査」）
 ※「総人口」には年齢不詳分を含んでいます。

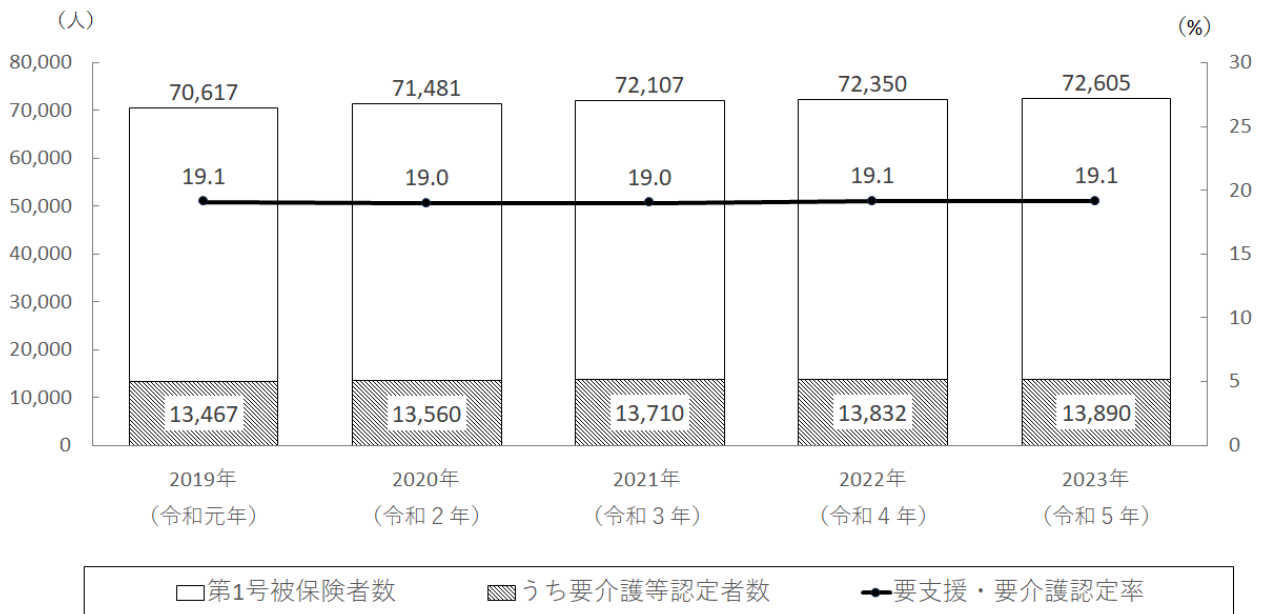
図10 高齢者のいる世帯の推移



※「高齢者夫婦世帯」は「夫婦ともに65歳以上の世帯」を抽出しています。

各年10月1日現在 (資料 総務省統計局「国勢調査」)

図11 第1号被保険者に占める要支援・要介護認定者数の推移



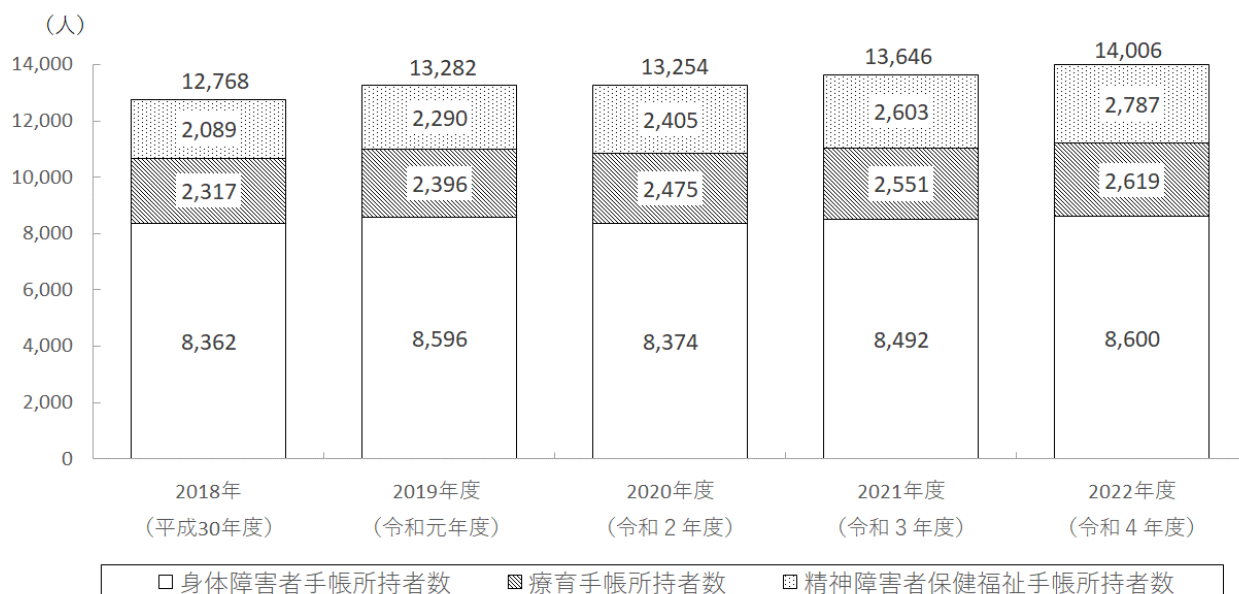
各年9月末日現在 (資料 水戸市介護保険課)

4 障害者等に関する現況

本市の障害者数の推移を障害者手帳所持者数からみると、2018（平成30）年度の12,768人から2022（令和4）年度には14,006人に増加しました。

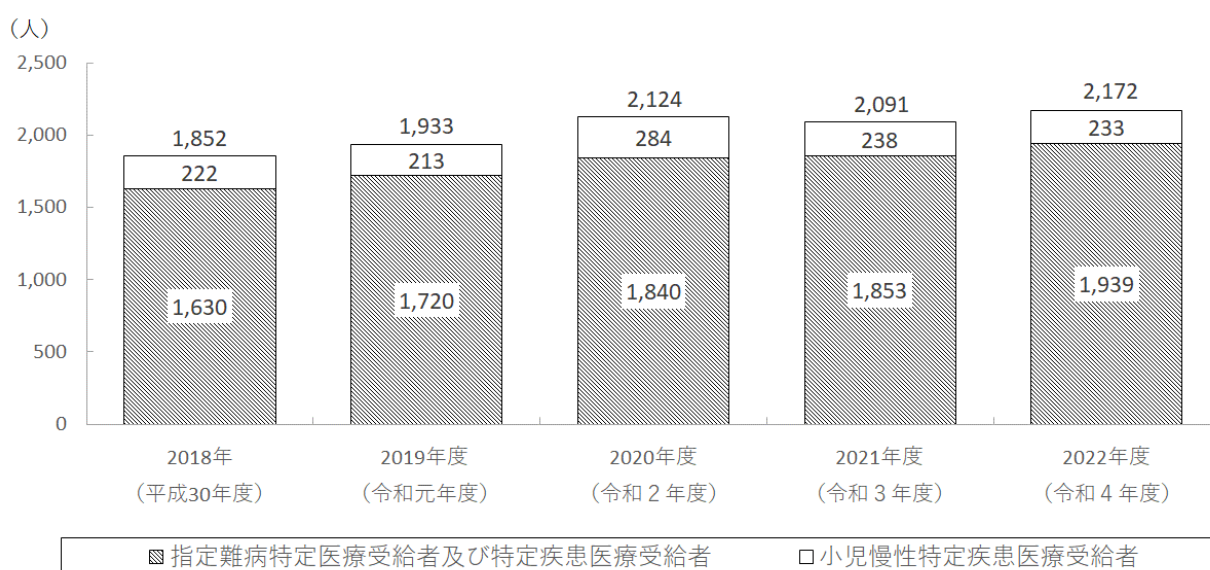
また、難病患者数は、2020（令和2）年度から2,000人を超え、2022（令和4）年度には2,172人となっているとともに、指定難病特定医療受給者及び特定疾患医療受給者が年々増加しています。

図12 障害者手帳所持者数の推移



各年度末現在（資料 水戸市障害福祉課）

図13 難病患者の推移

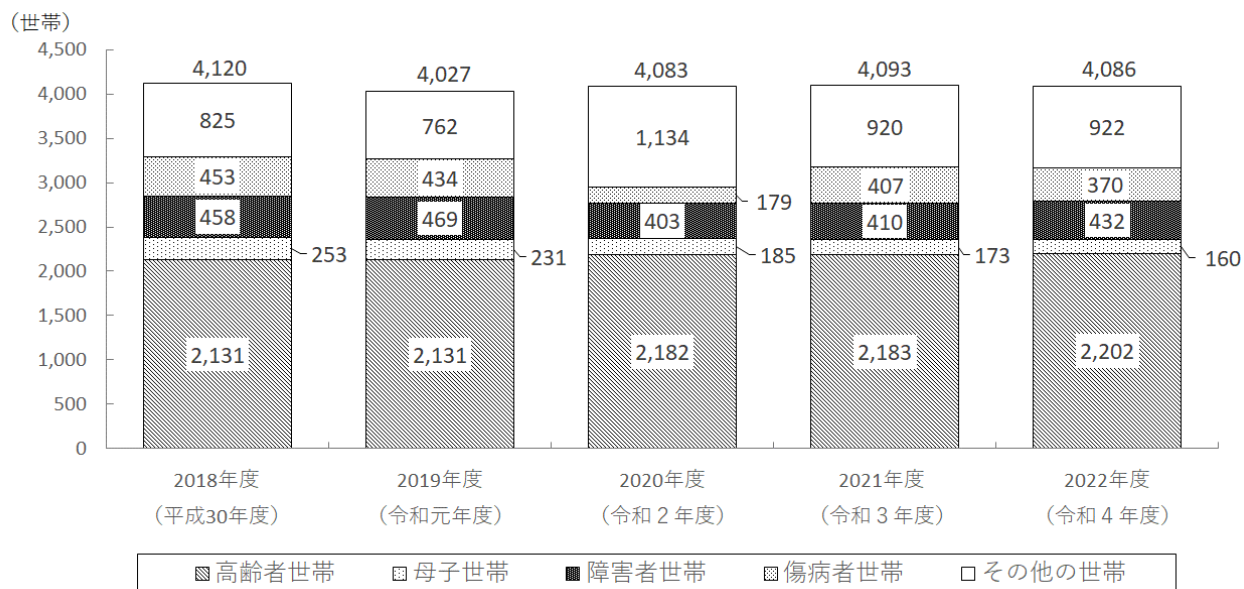


各年度末現在（資料 茨城県中央保健所「業務概要」
水戸市子育て支援課，水戸市地域保健課）

5 生活保護に関する現況

本市の生活保護受給世帯数をみると、2022（令和4）年度は4,086世帯となっており、2018（平成30）年度以降は横ばいが続いています。世帯類型別でみると、高齢者世帯の割合が高くなっています。

図14 生活保護受給世帯数と世帯類型別の推移

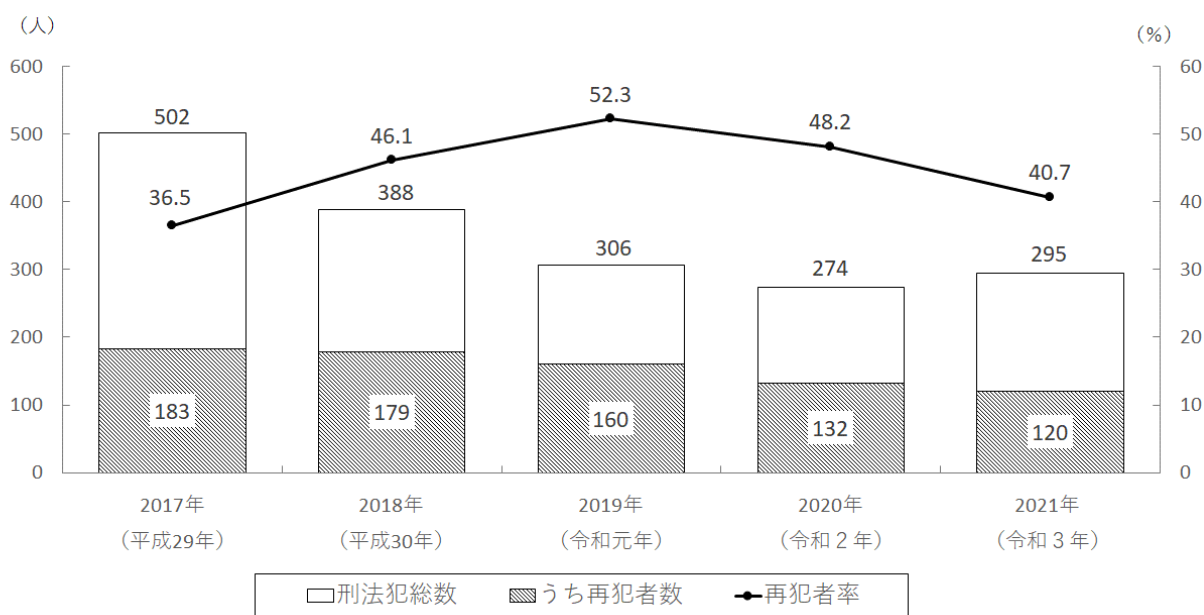


各年度末現在 （資料 水戸市生活福祉課）

6 再犯者に関する現況

水戸警察署（管轄区域：水戸市・大洗町・茨城町）で検挙された再犯者数は、2017（平成29）年は183人でしたが、2021（令和3）年には120人となり、減少を続けています。再犯者率（刑法犯検挙者に占める再犯者の割合）は2021（令和3）年は40.7%となっています。

図15 刑法犯数・再犯者数の推移



各年12月末現在 （資料 法務省矯正局）

第2節 アンケート調査の概要

1 市民意識調査

(1) 調査目的

地域における福祉課題や多様化するニーズを把握し、水戸市地域福祉計画（第4次）の基礎資料にするとともに、今後の福祉政策に反映していくため、「水戸市地域福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

(2) 調査方法及び回収結果等

調査対象	18歳以上の市民のうち4,000名を住民基本台帳から無作為抽出
実施時期	2022（令和4）年12月20日（火）～2023（令和5）1月13日（金）
配布・回収方法	郵送による配布・回収
回収結果	1,465件（回収率36.6%）
調査項目	①「地域」との関わりについて ②隣近所の人との付き合いや今後のことについて ③日々の生活における悩みや不安について ④災害時の対応について ⑤地域活動やボランティア活動について ⑥福祉サービスについて ⑦地域共生社会の実現について ⑧自身の取り組みについて

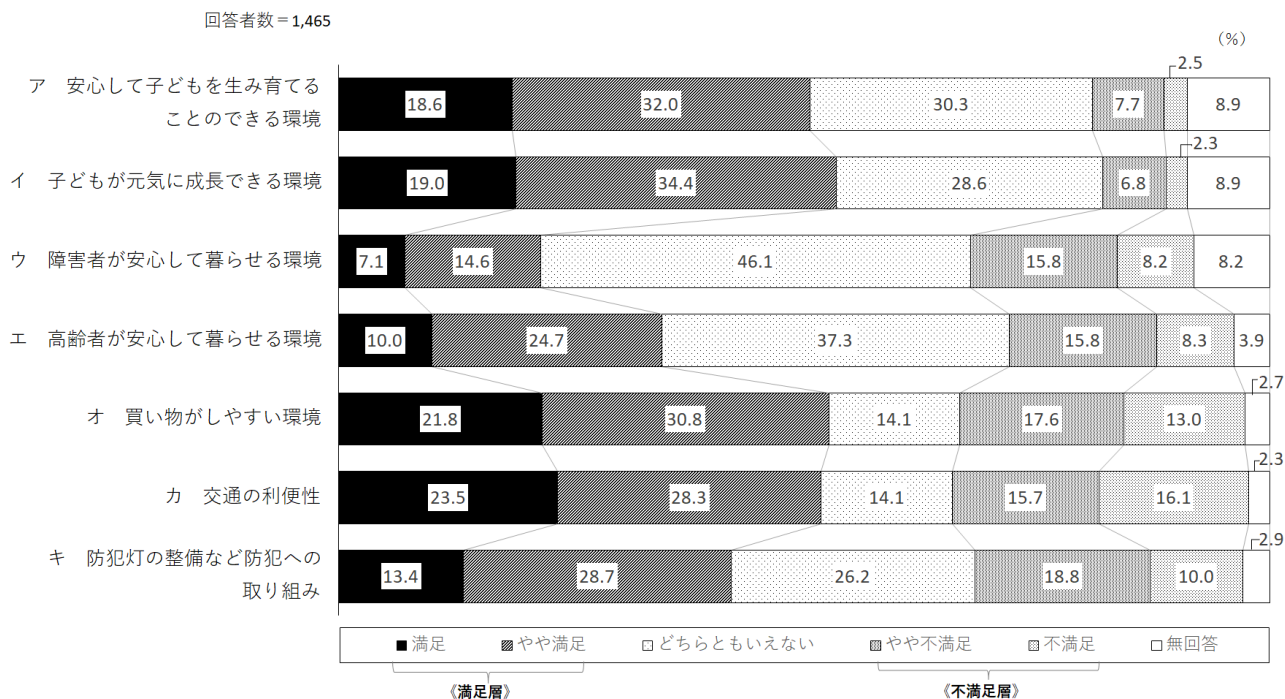
(3) 調査の主な結果

調査項目① 「地域」との関わりについて

ア 地域の住みやすさについて

生活環境の満足度は、「障害者が安心して暮らせる環境」「高齢者が安心して暮らせる環境」では「どちらともいえない」が最も高く、それ以外の環境では「やや満足」が最も高くなっています。「満足」「やや満足」をあわせた《満足層》の割合は、「障害者が安心して暮らせる環境」「高齢者が安心して暮らせる環境」「防犯灯の整備など防犯の取り組み」においては5割を下回っています。

図16 生活環境満足度



イ 町内会・自治会等の加入状況について

町内会・自治会等の加入状況は、2018（平成30）年度調査（以下、前回調査とする。）と比較して減少となっています。年齢別では70歳から74歳までの加入割合が最も高く82.4%となっていますが、年齢が低くなるほど加入割合は低下しており、20代から30代までの加入割合は4割を下回っています。

また、町内会・自治会等への未加入の理由としては「誘われたことがないから」が46.2%、「加入しなくても特に困ることがないから」が45.0%と高く、次いで「人間関係のしがらみや付き合いが面倒だから」といった理由が続いています。

前回と比べると、「加入しなくても特に困ることがないから」が15.6ポイント増と大きく増加しています。

図17 町内会・自治会等の加入状況：経年比較

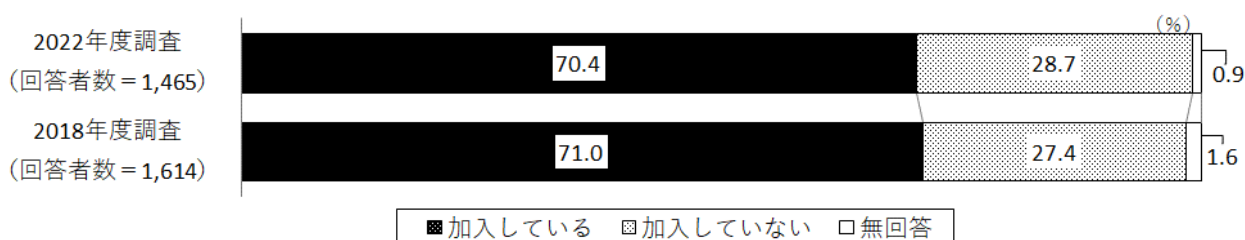


図18 町内会・自治会等の加入状況：年齢別

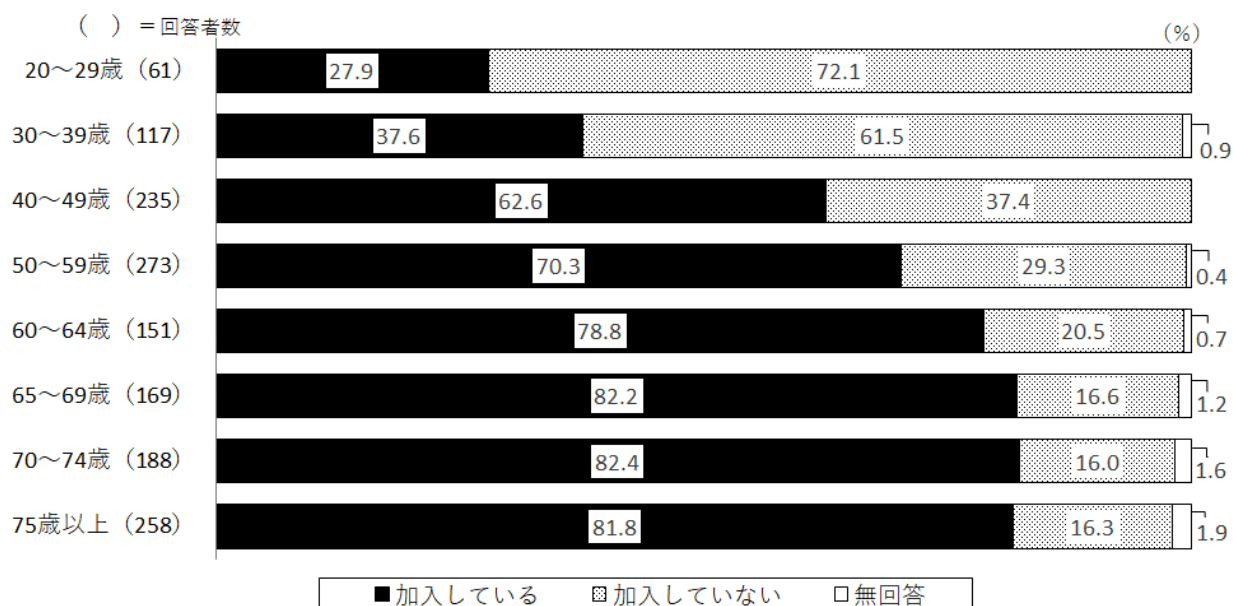
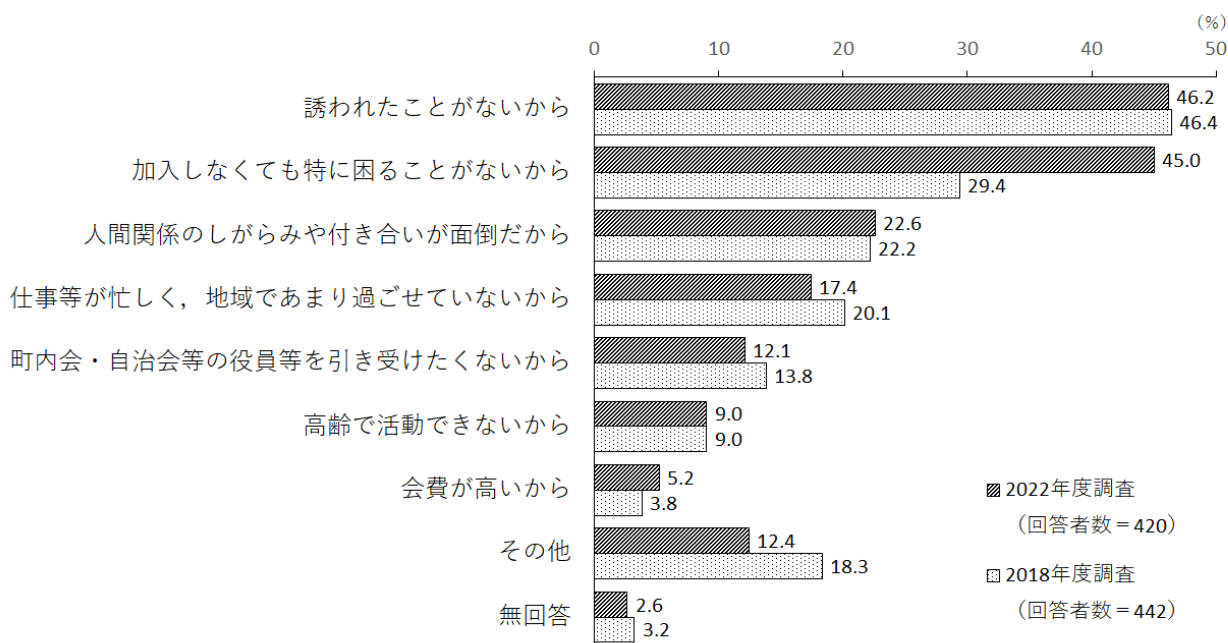


図19 町内会・自治会等加入していない理由（複数回答）：経年比較



調査項目② 隣近所の人との付き合いや今後のことについて

隣近所との付き合いは、「あいさつ程度の付き合い」が36.7%と最も高く、次いで「会ったときに立ち話をする程度の付き合い」(29.1%)と続いています。

前回調査と比べると、「あいさつ程度の付き合い」が1.9ポイント増、「近所付き合いはしていない」が2.0ポイント増となっている一方で、「日常生活で困ったときに相談したり、助け合っている」が3.1ポイント減、「困ったときに相談し合えるほどでなくても、親しく付き合っている」が1.9ポイント減となっています。

年齢別で見ると、20代から60代前半では「あいさつ程度の付き合い」が最も高く、65歳以上になると「会ったときに立ち話をする程度の付き合い」が最も高くなっています。《あいさつを交わすより深い関係》の割合は、若年層ほど低くなる傾向にあり、20～30代で顕著に低くなっています。

図20 近所付き合いの程度：経年比較

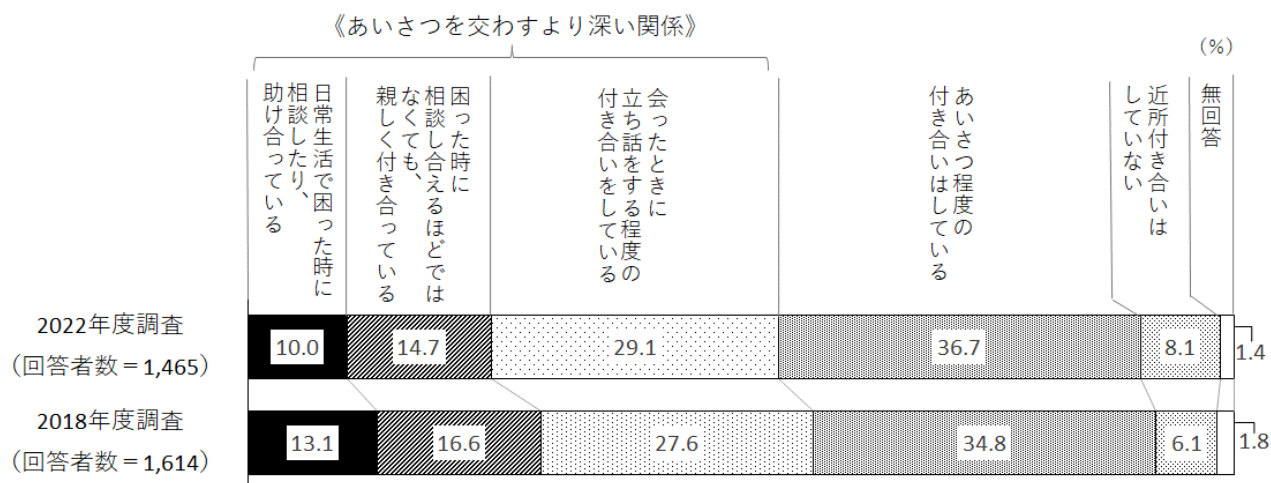
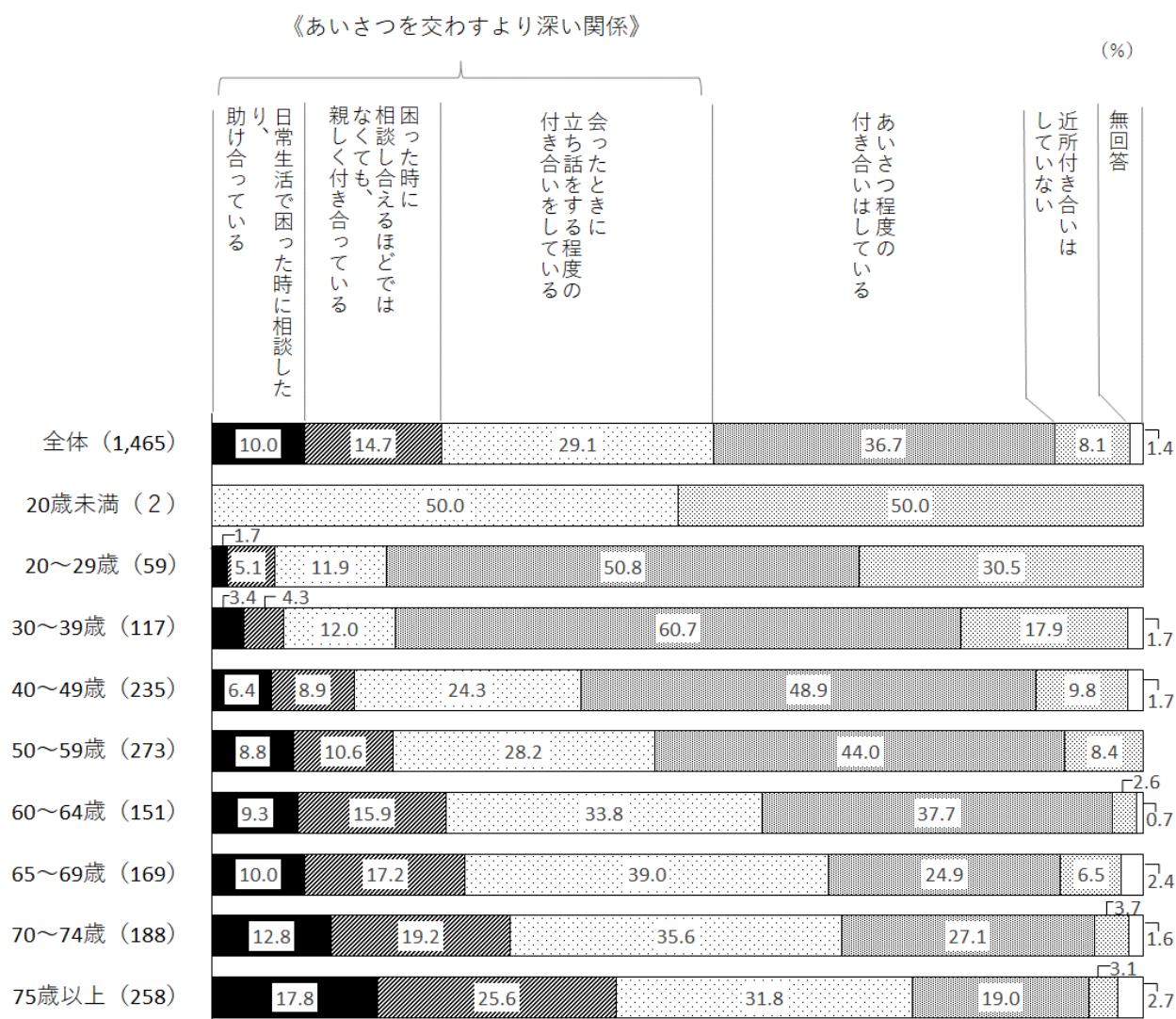


図21 近所付き合いの程度：年齢別



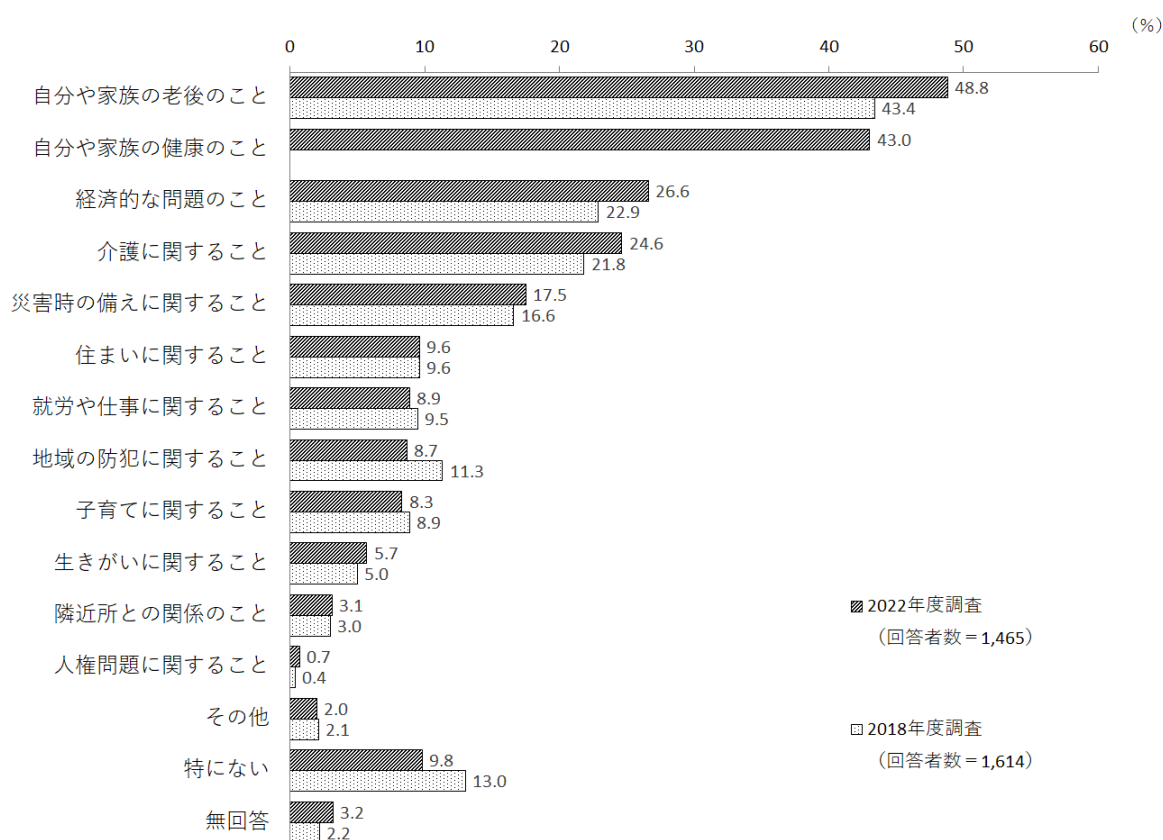
第2章 水戸市の現況と課題

調査項目③ 日々の生活における悩みや不安について

日々の生活で悩みや不安を感じていることは、「自分や家族の老後のこと」が48.8%と最も高く、次いで「自分や家族の健康のこと」(43.0%)、「経済的な問題のこと」(26.6%)、「介護に関すること」(24.6%)となっています。前回調査と比べて「自分や家族の老後のこと」が5.4ポイント増、「経済的な問題のこと」が3.7ポイント増、「介護に関すること」が2.8ポイント増となっています。

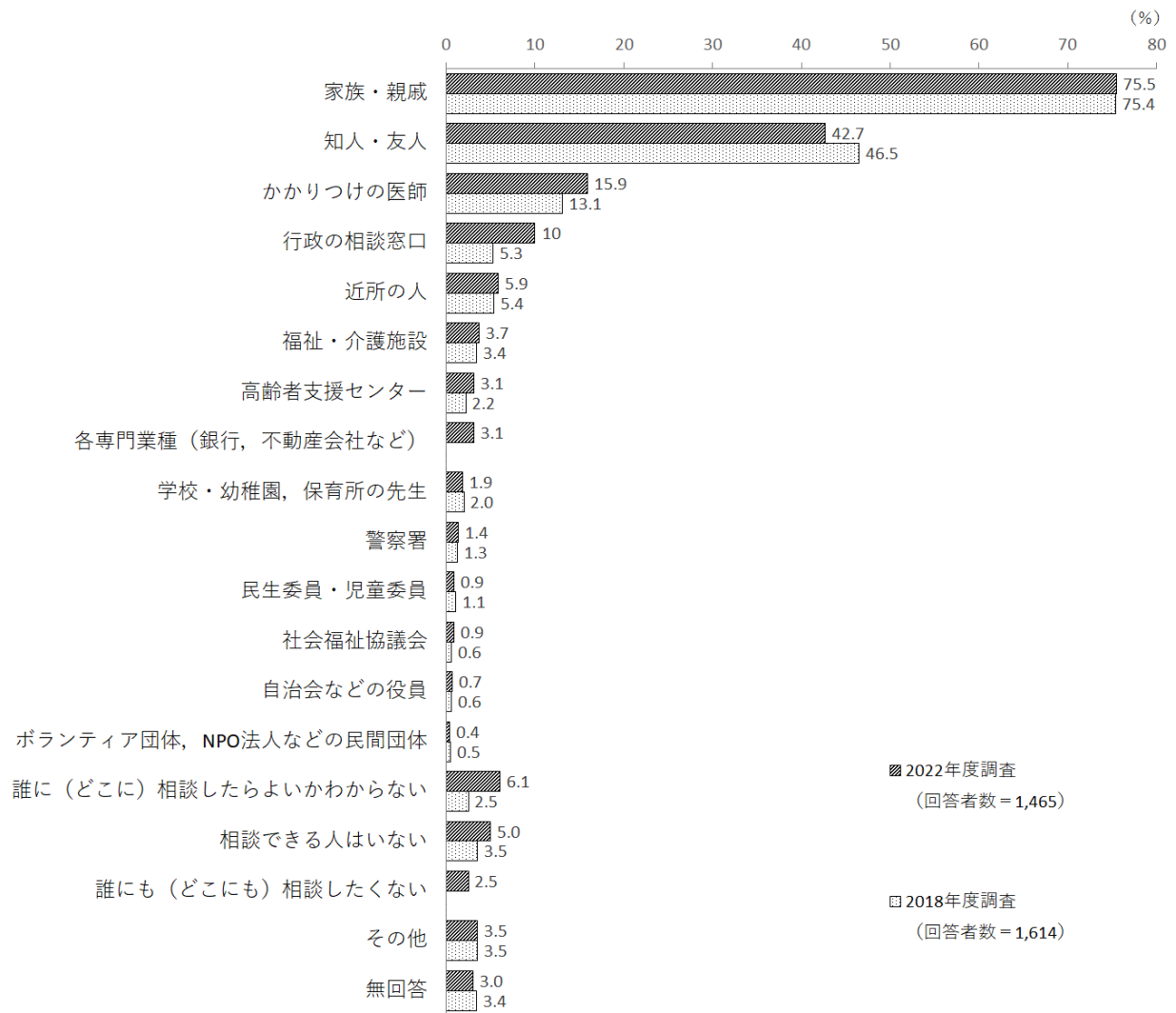
悩みごとの相談先は、「家族・親戚」が75.5%と最も高く、次いで「知人・友人」(42.7%)と続いています。一方で、「誰に(どこに)相談したらよいかわからない」(6.1%)、「相談できる人はいない」(5.0%)という回答もあります。

図22 悩みや不安を感じていること(複数回答):経年比較



※「自分や家族の健康のこと」は、前回では「自分や家族の身体的な健康のこと(35.3%)」と「自分や家族の精神的な健康のこと(9.6%)」でした。

図23 悩みごとの相談先：経年比較

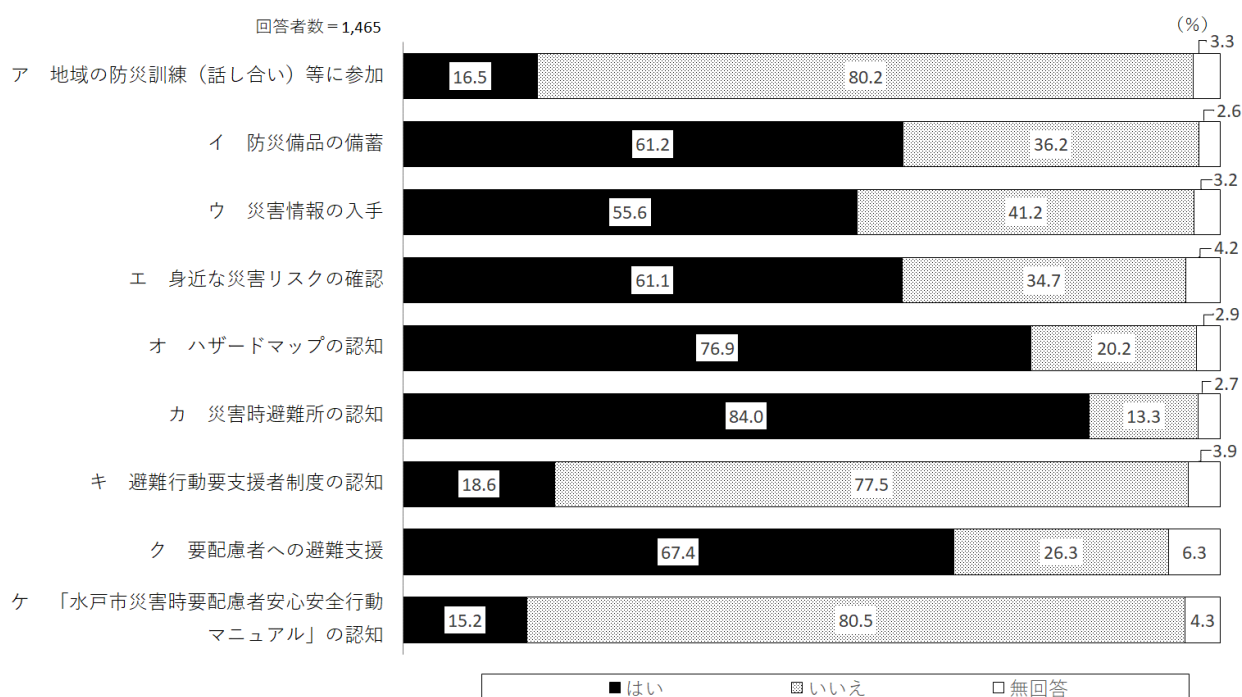


第2章 水戸市の現況と課題

調査項目④ 災害時の対応について

災害や緊急時の対応については、「災害時避難所の認知」が84.0%と最も高く、次いで「ハザードマップの認知」(76.9%)、「要配慮者への避難支援」(67.4%)と続いています。一方、「水戸市災害時要配慮者安心安全行動マニュアルの認知」(15.2%)、「地域の防災訓練(話し合い)等に参加」(16.5%)、「避難行動要支援者制度の認知」(18.6%)は2割未満となっています。

図24 防災や緊急時の対応について



調査項目⑤ 地域活動やボランティア活動について

ア 参加状況について

地域活動やボランティア活動等の支援活動への参加状況として、「現在参加しており、今後も参加したい」が15.3%となっており、「現在参加しているが、今後は参加したいと思わない」(1.8%)を合わせると、《参加層》は17.1%となっています。また、「以前は参加しており、今後はまた参加したい」(6.8%)、「参加したことがないが、今後は参加したい」(27.6%)を合わせると、潜在的な参加意向層は34.4%となっています。

前回と比較すると、《参加層》が1.1ポイント増、潜在的な参加意向層は2.0ポイント減となっています。年齢別にみると、《参加層》、潜在的な参加意向層は60代前半でそれぞれ23.2%、43.7%と最も高くなっています。20歳代、30歳代は《参加層》が1割未満と低いですが、潜在的な参加意向層は約4割となっています。一方で、「参加したことがなく、今後も参加したいと思わない」の割合も高く、4割を超えています。

図25 地域活動やボランティア活動などの支援活動：経年比較

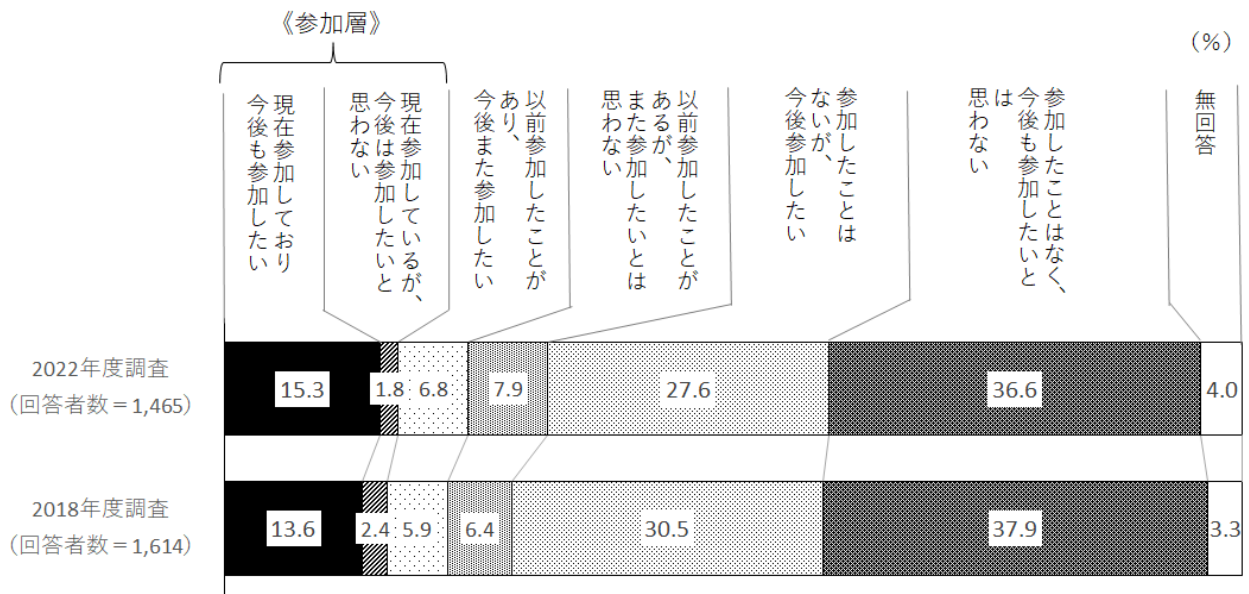
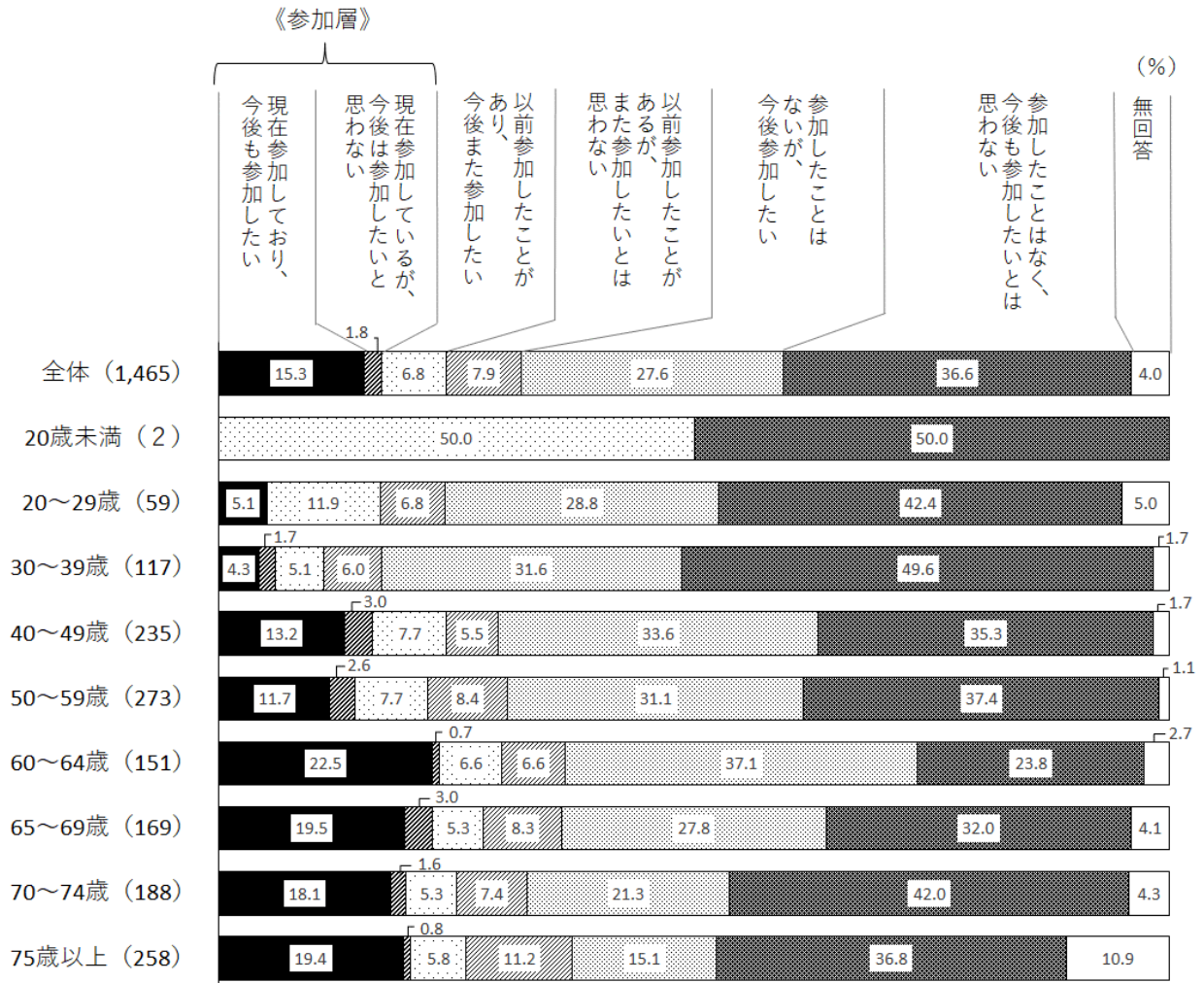


図26 地域活動やボランティア活動などの支援活動：年齢別



イ 活動継続のための懸案事項について

活動参加経験のない方の活動していない理由は、「学業、仕事、家事などに忙しく、時間が取れない」が39.4%と最も高く、次いで「活動に関する情報が少ないから」(19.6%)、「きっかけがつかめないから」(18.3%)と続いています。

地域活動やボランティア活動の輪を広げていくために必要なこととしては、「活動に関する情報を積極的に発信する」が39.7%と最も高く、次いで「気軽に相談できる窓口を設置する」(33.9%)、「活動できる拠点や場所を増やす」(30.9%)と続いています。

図27 活動していない理由 (複数回答)

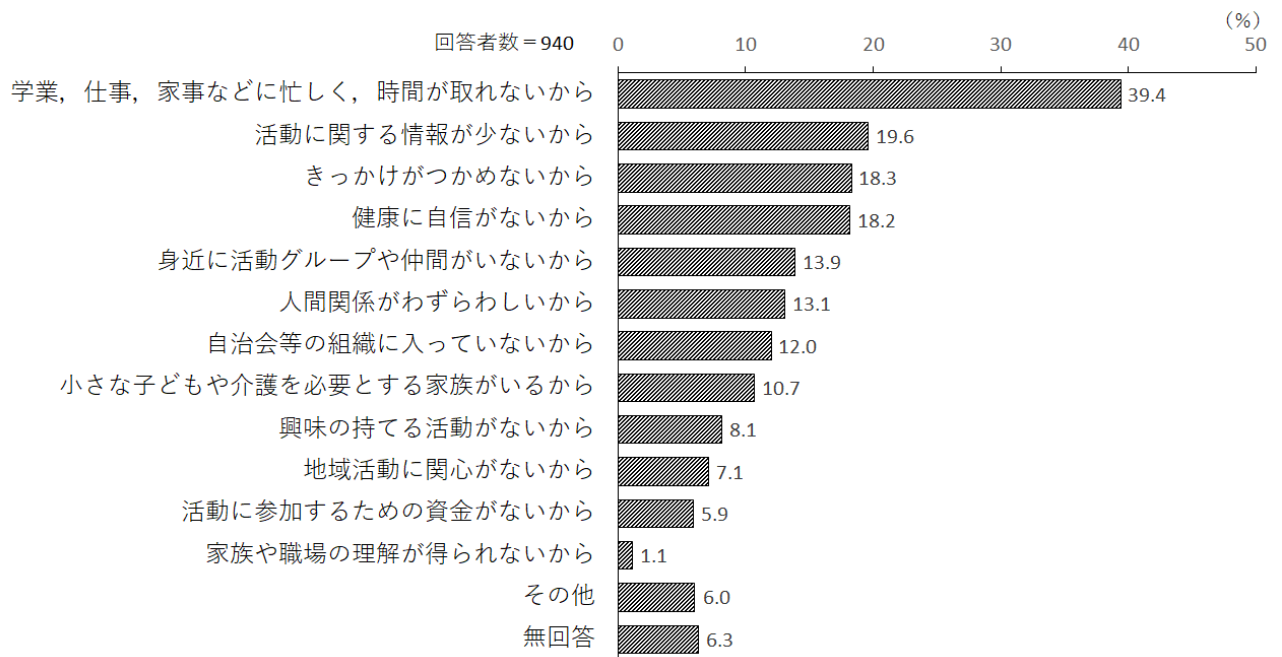
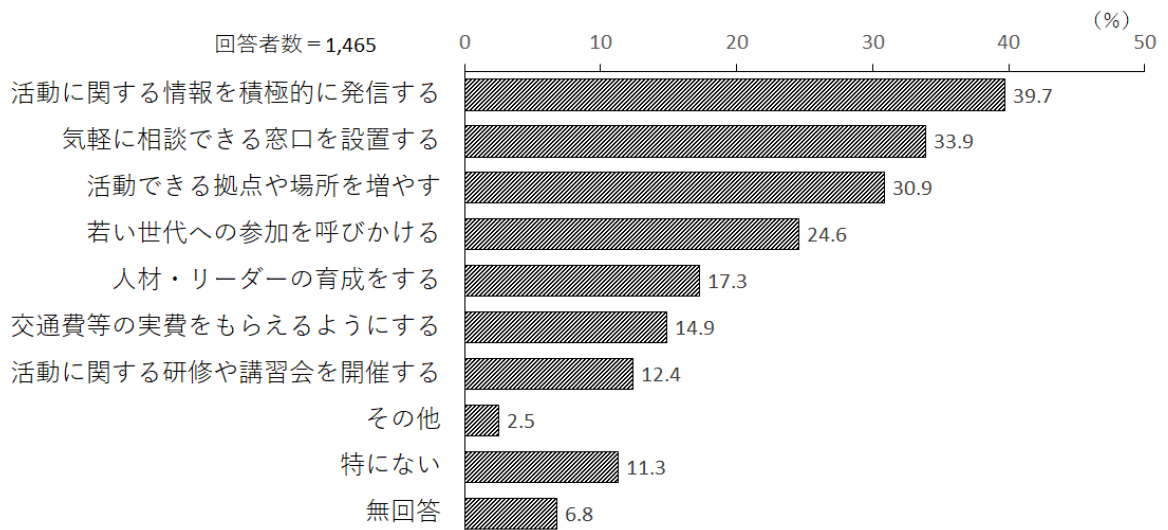


図28 活動の輪を広げていくために必要なこと (複数回答)



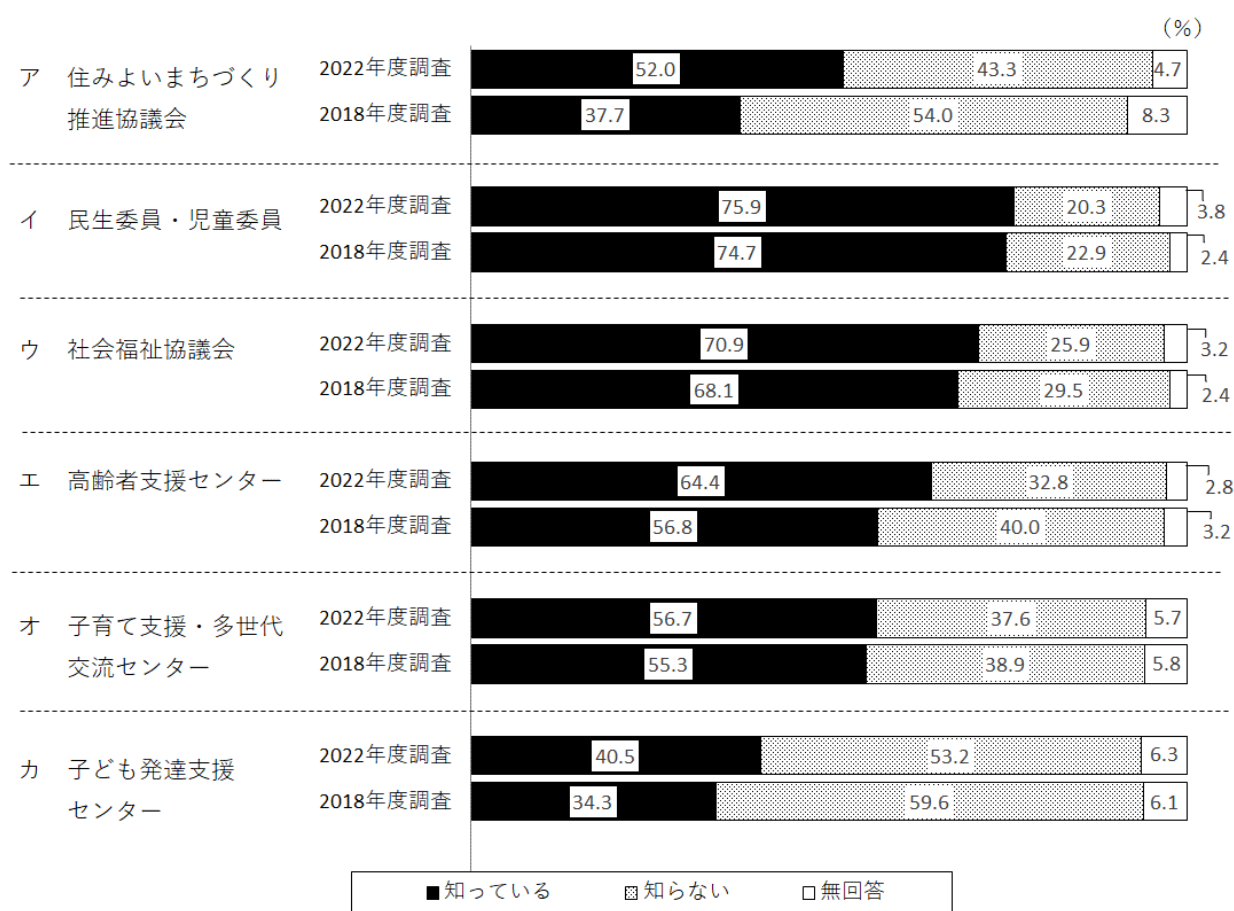
第2章 水戸市の現況と課題

調査項目⑥ 福祉サービスについて

ア 福祉サービスの認知について

活動や事業の認知度については、「民生委員・児童委員」(75.9%)、「社会福祉協議会」(70.9%)が高くなっています。一方で、「知らない」との回答は「子ども発達支援センター」で53.2%と最も高く、次いで「住みよいまちづくり推進協議会」で43.3%となっています。前回と比較すると、いずれの機関・団体についても認知が向上している傾向にあります。

図29 活動や事業の認知度の割合：経年比較



回答者数 2022年度調査=1,465 2018年度調査=1,614

イ 福祉サービスの情報取得について

福祉サービスに関する情報の入手方法は、「広報みと」が76.2%と最も高く、次いで「市のホームページ」(30.0%)、「家族・友人・知人等」(17.9%)と続いています。経年比較でみると、前回調査時に比べて、「市が発信しているSNS」で11.6ポイント増、「市のホームページ」で8.3ポイント増とオンライン媒体での情報入手が顕著に増加しています。

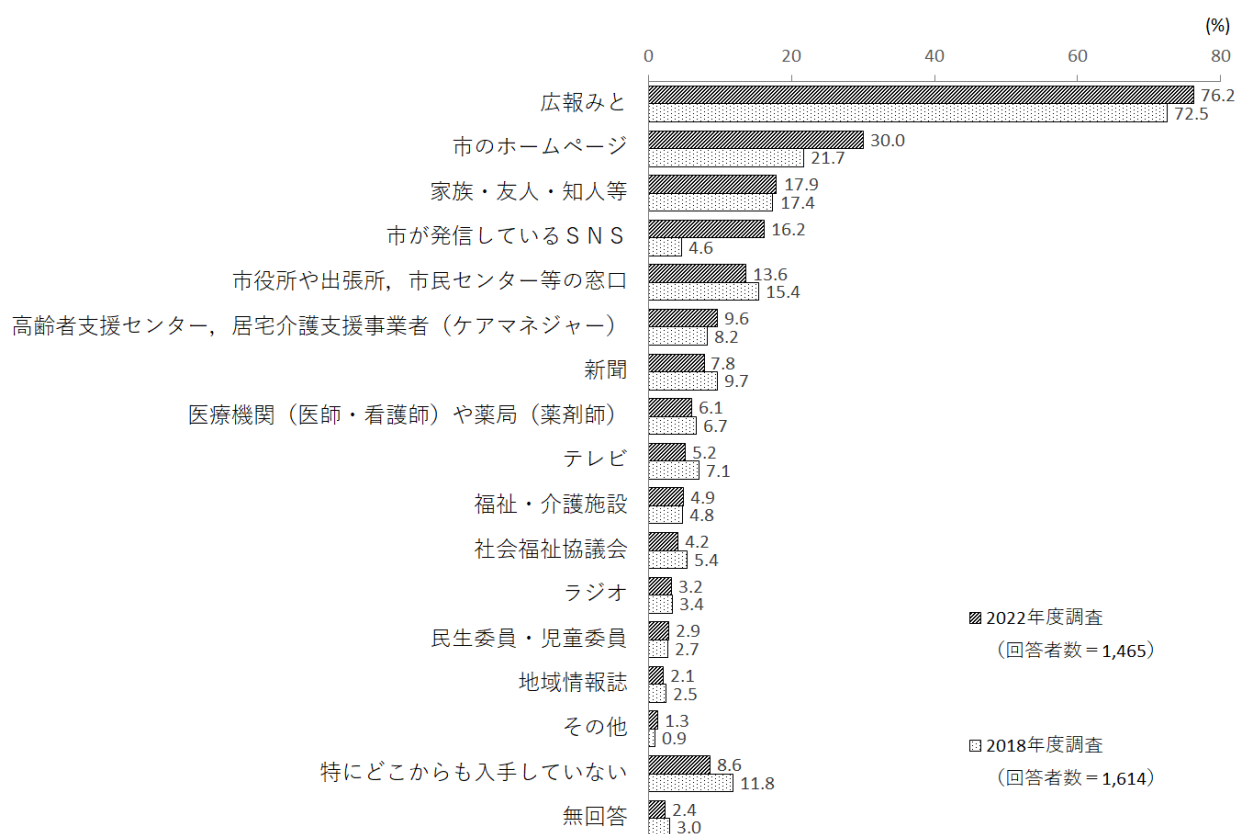
年齢別のスマートフォン、パソコンでのインターネットの使用をしてみると、50代

で80.9%、60～64歳で74.1%が「よく使用している」となっており、若年層に限らずネットでの情報取得が主流となっていることが伺えます。

必要な情報の取得状況は、「あまり得られていない」が29.1%と最も高く、「全く得られていない」(9.2%)を合わせると、「《情報を得られていない》」は38.3%でした。一方、「得られている」(6.6%)と「ある程度得られている」(27.0%)を合わせた《情報を得られている》は33.6%でした。経年比較でみると、「《情報を得られている》」は10.5ポイント増、「《情報を得られていない》」は20.7ポイント減となっています。

また、福祉サービスに関してほしい情報は、「行政が提供する各種福祉サービスの種類・内容」が65.3%と最も高く、次いで「民間事業者の各種福祉サービスの種類・内容に関する詳細な情報」(30.2%)、「健診等の保健医療」(23.5%)と続いており、市や民間事業者が提供している福祉サービスの種類や内容、健康に関する情報ニーズが高いことが分かります。

図30 福祉サービスに関する情報の入手方法：経年比較



第2章 水戸市の現況と課題

図31 スマートフォン、パソコンでのインターネット使用：年齢別

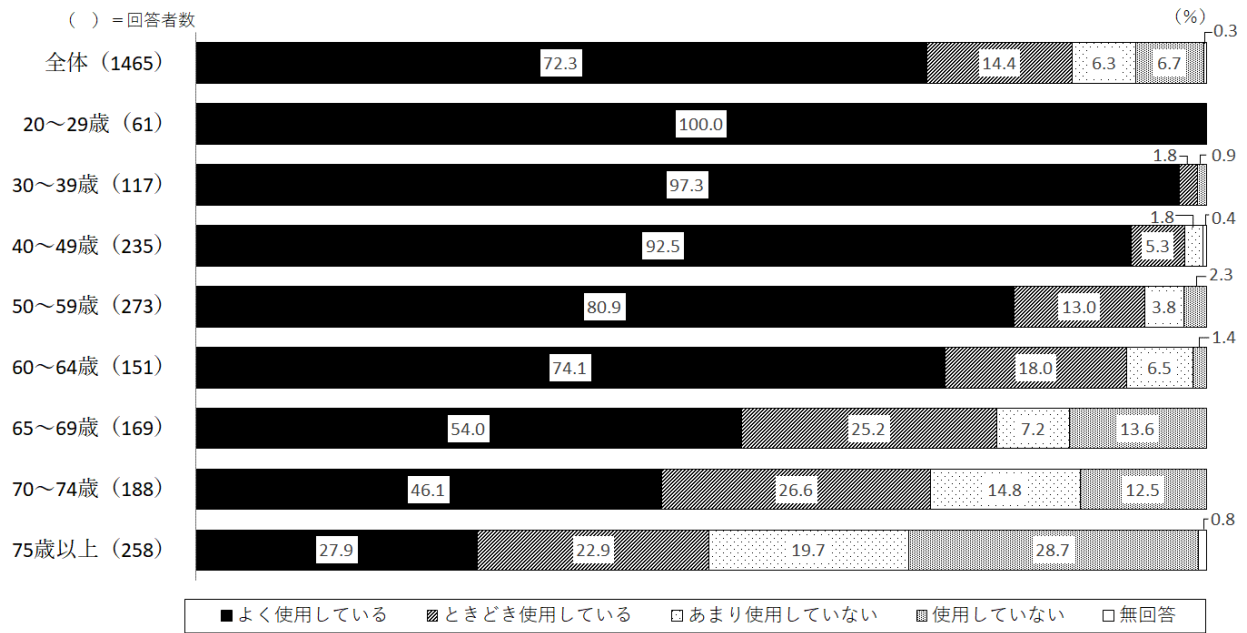


図32 福祉サービスに関する必要な情報の取得状況：経年比較

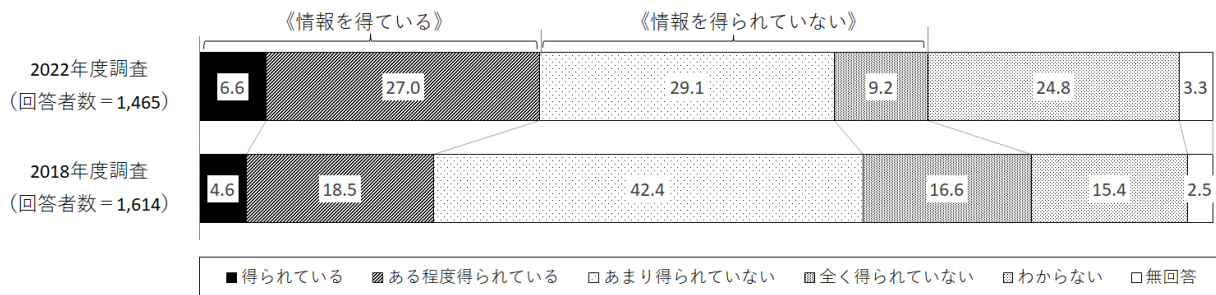
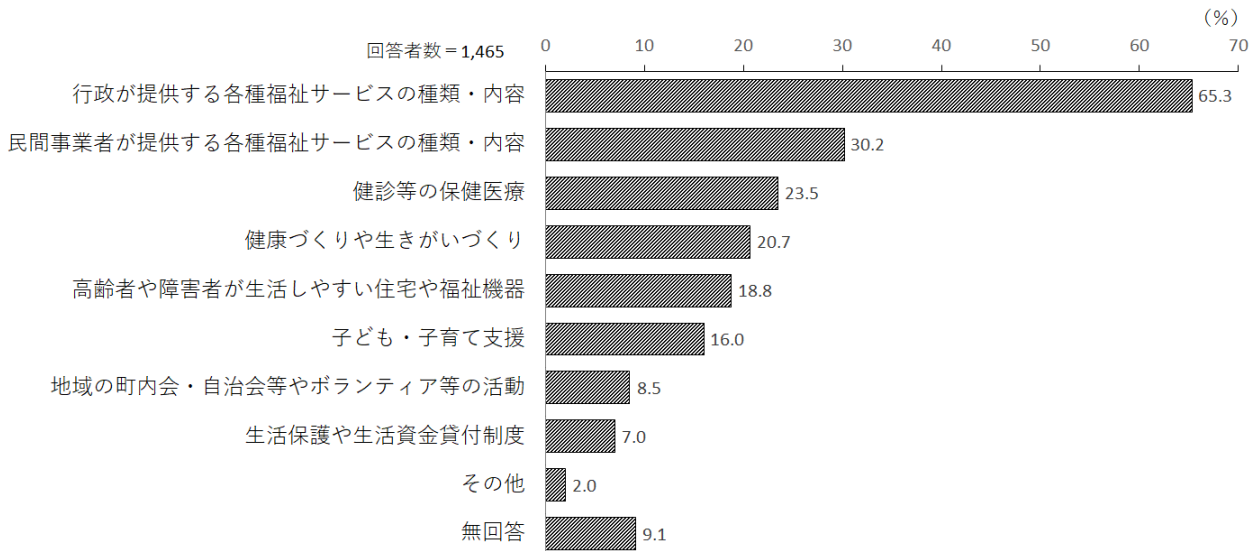


図33 福祉サービスに関してほしい情報（複数回答）



調査項目⑦ 地域共生社会の実現について

地域共生社会を実現するために市が力を入れるべき項目は、「公共交通の維持・確保」が31.5%と最も高く、次いで「高齢者、障害者、子ども・子育てなどの分野を問わずに利用できるサービスの充実」(30.7%)、「健康や福祉についての情報提供の充実」(26.9%)と続いています。前回調査時と比べると、「健康や福祉についての情報提供の充実」(26.9%)、「既存の制度だけでは解決が困難な問題に対応できる仕組みづくり」(16.9%)が特に割合が増加しています。一方で「隣近所などによる見守り等の活動支援」が12.6ポイント減、「身近なところに気軽に集まり、交流できる場の創設」が6.0ポイント減となっています。

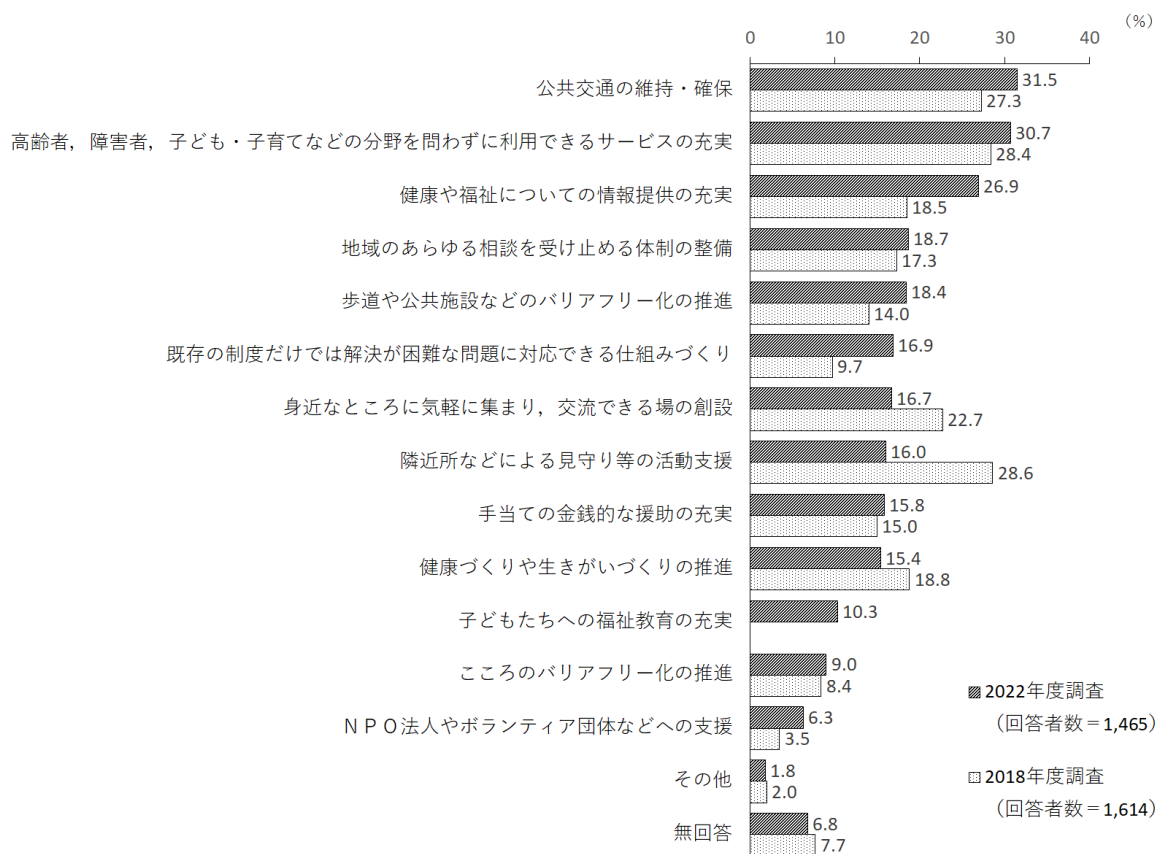
地域における助け合いや支え合い活動を活発にするために重要なことは、「困っている人と、支援できる人との調整を図るコーディネーターの育成」が33.0%と最も高く、次いで「地域における福祉活動の意識啓発」(29.0%)、「福祉活動やボランティア活動の活動費・運営費などの資金的な援助」(24.8%)となっています。前回調査時は、「地域における福祉活動の意識啓発」が最も高い割合でしたが、今回は「困っている人と、支援できる人との調整を図るコーディネーターの育成」が上回っています。

地域において力を入れて取り組むべき活動は、「多世代で交流を深める活動」が36.4%と最も高く、次いで「孤立を防ぐための活動」(32.8%)、「地域の仲間づくり、居場所づくり活動」(24.2%)と続いています。

地域の生活課題や問題を中心となって解決すべきと思う人・組織は、「市」が65.4%と最も高く、次いで「地域住民」(50.3%)、「町内会・自治会」(38.0%)と続いています。経年比較でみると、前回調査に比べて「市」が12.2ポイント増、「社会福祉協議会」が3.3ポイント増、「ボランティア団体、NPO法人などの民間団体」が3.0ポイント増と特に割合が増えています。複雑化している福祉ニーズに対し、組織や団体が連携して課題を解決することが求められているといえます。

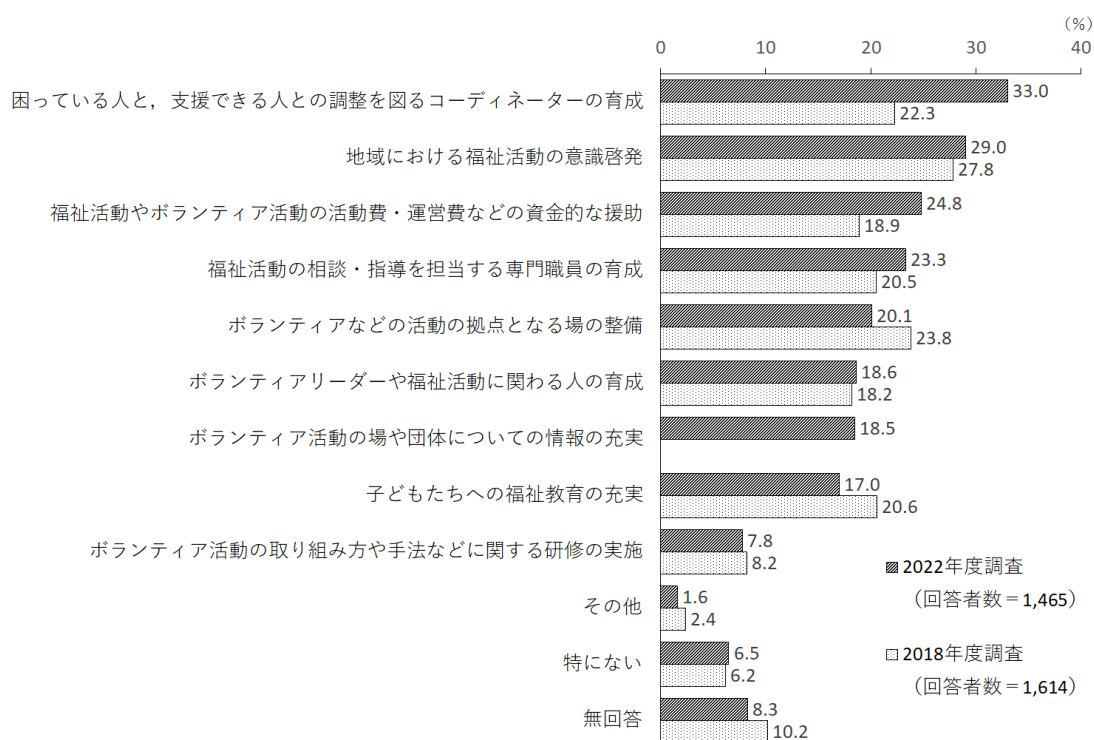
第2章 水戸市の現況と課題

図34 地域共生社会を実現するために、市が功を入れるべき取組（複数回答）：経年比較



※「子どもたちへの福祉教育の充実」は今回からの選択肢のため比較していません。

図35 地域における助け合い、支え合い活動を活発にするために重要なこと（複数回答）：経年比較



※「ボランティア活動の場や団体についての情報の充実」は今回からの選択肢のため比較していません。

図36 地域において力を入れて取り組むべき活動

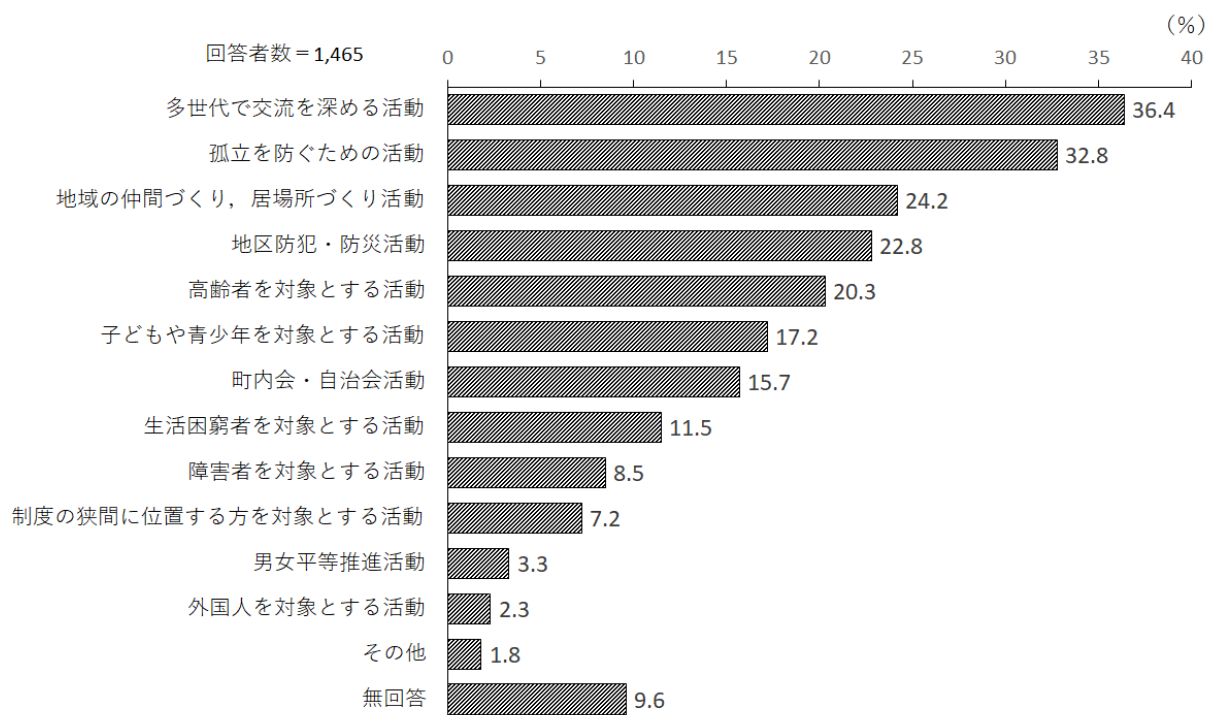
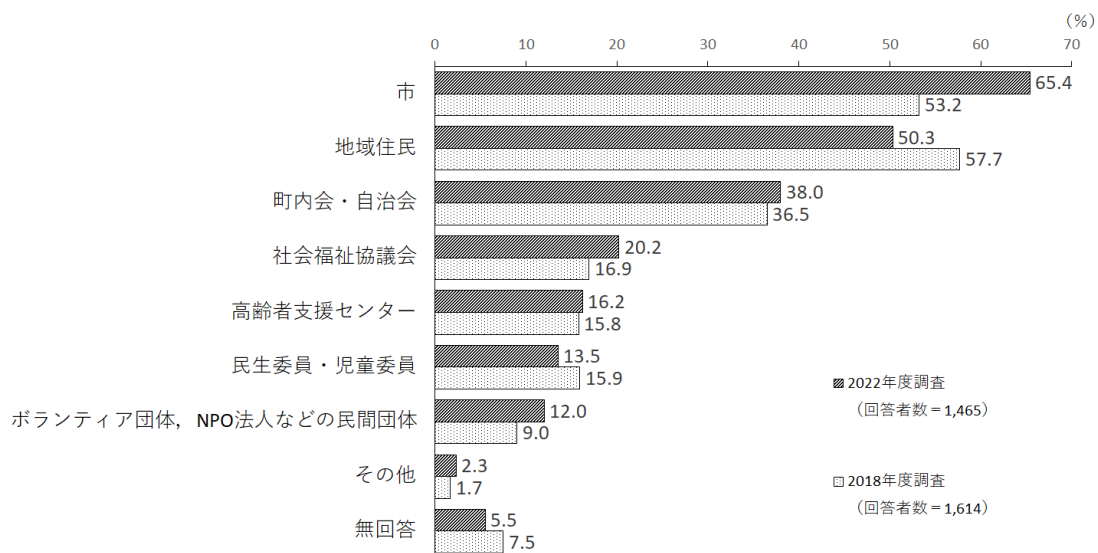


図37 地域の生活課題を中心となって解決してほしい人・組織 (複数回答)
: 経年比較



第2章 水戸市の現況と課題

調査項目⑧ 自身の現在の取り組み状況と今後の意向について

地域共生社会を実現するために自身が現在取り組んでいる活動は、「健康意識と自己管理」が82.7%、「身近な隣近所でのあいさつや声かけ」が82.2%と高くなっています。一方、取り組んでいない事項は上位より、「地域の福祉活動、ボランティア活動等への参加」(68.4%)、「災害時の避難誘導等への協力」(61.4%)となっています。

また、将来取り組みたい事項は、「地域の福祉活動、ボランティア活動等への参加」、「ひとり暮らしの高齢者等への見守り」以外の項目で7割以上となっています。特に「健康意識と自己管理」は83.5%と最も高くなっています。

図38 自身の現在取り組んでいる事項

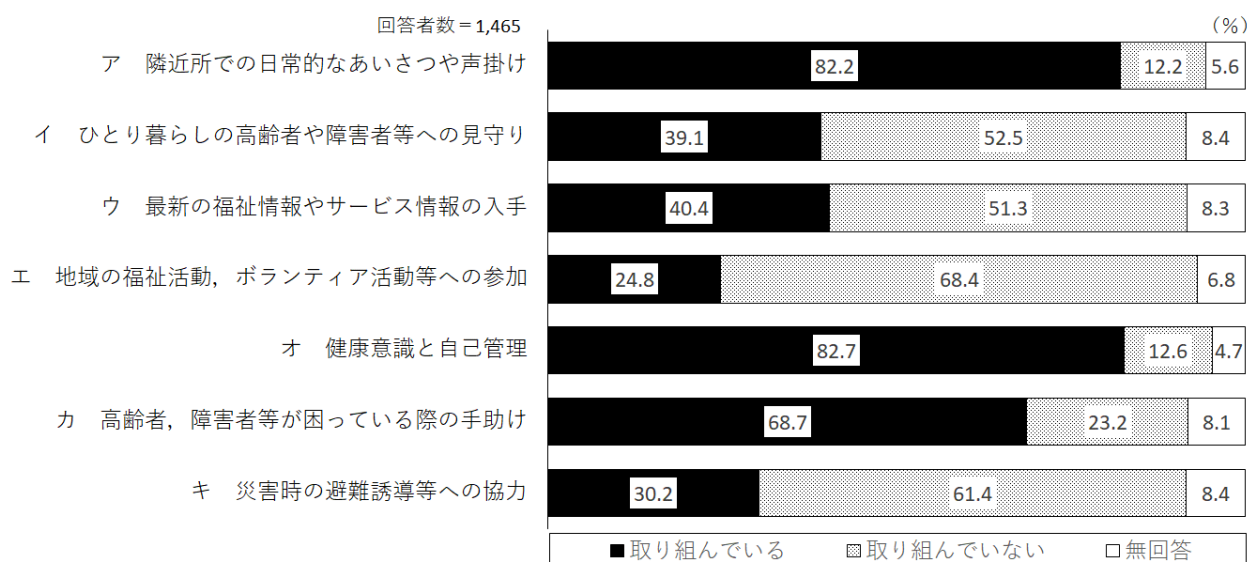
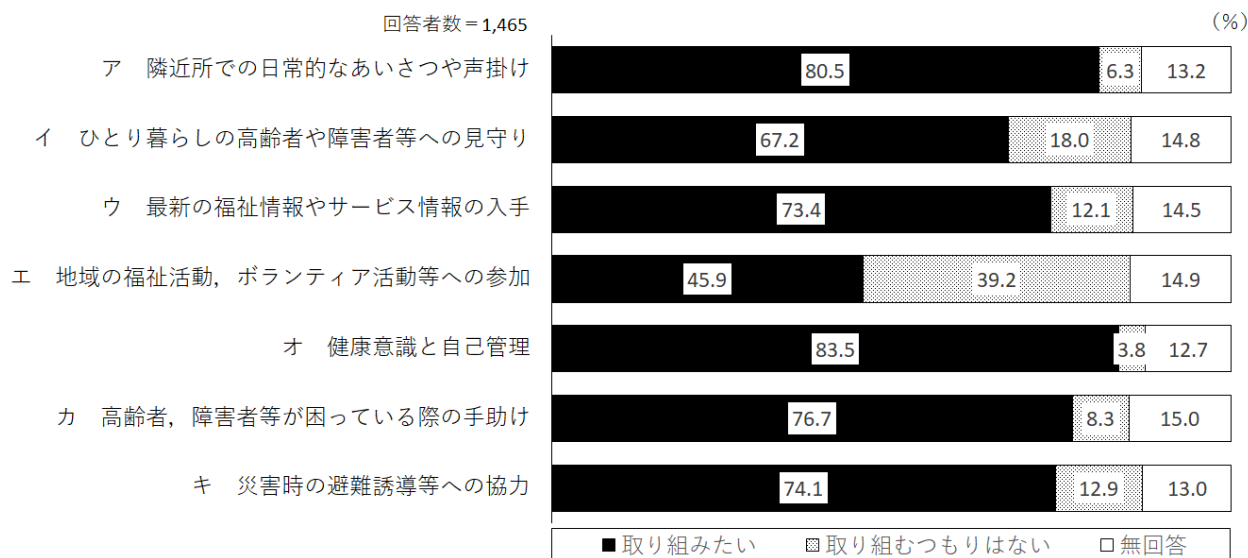


図39 将来取り組みたい事項



2 社会福祉事業者アンケート調査

(1) 調査目的

市内で活動している社会福祉法人を対象に、水戸市地域福祉計画（第4次）策定の参考とするために、地域福祉活動に関するアンケート調査を実施しました。

(2) 調査方法及び回収結果等

調査対象	市内で活動している社会福祉法人（35法人）
実施時期	2023（令和5）年5月8日（月）～5月31日（水）
配布・回収方法	電子メールによる送信・返信
回収結果	35法人（回収率100%）
調査項目	① 活動の情報発信について ② 人材確保及び育成の取り組みについて ③ 地域における公益的な取り組みについて ④ 「社会福祉連携推進法人制度」について ⑤ 「福祉よろず相談窓口」について ⑥ 地域福祉の課題について

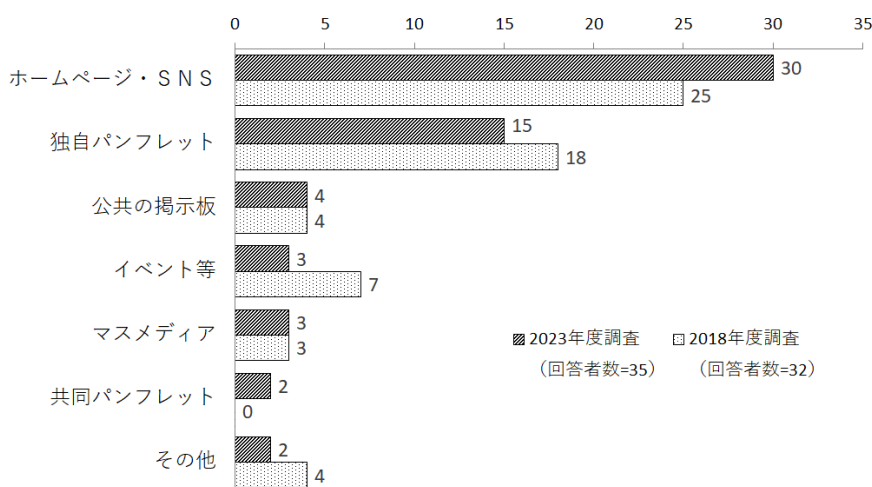
(3) 調査の主な結果

調査項目① 活動のPR発信について

市内の社会福祉法人における活動のPRをする際の情報発信は、「ホームページ・SNS」が最も多く、次いで「独自パンフレット」が続いています。

経年比較でみると、2018（平成30）年度調査と比較して、「ホームページ・SNS」が増加しており、「独自パンフレット」や「イベント等」が減少となりました。

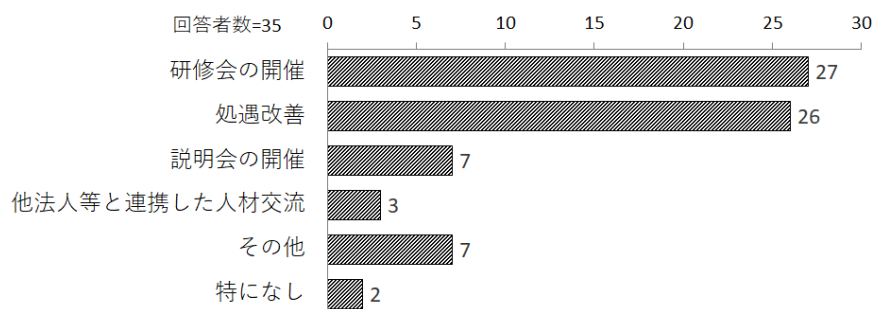
図40 活動PR方法（複数回答）：経年比較



調査項目② 人材確保及び育成の取り組みについて

人材確保及び育成の取り組みについては、「研修会の開催」をしている社会福祉法人が最も多く、次いで「処遇改善」が続いています。

図41 人材育成及び育成の取り組み



調査項目③ 地域における公益的な取り組みについて

社会福祉法人が実施している公益的な取り組みとして、地域福祉活動や環境整備、福祉サービスを通じた支援活動や、地域行事への参加や交流の場作りを通じて住民同士が支え合う関係を醸成する活動、担い手育成や地域福祉への参加促進を図る活動などが挙げられました。

表1 社会福祉法人が実施する地域における公益的な取り組み例

活動の分類	具体的な取り組み例
<p>《支援活動》</p> <p>身近な地域福祉活動や福祉環境整備，サービス提供による住民支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・見守り活動 ・在宅の障害者のための地域拠点整備 ・災害時の福祉避難所の設置運営 ・相談窓口の設置（福祉よろず相談窓口，おとしより相談所など） ・ショートステイ・トワイライトステイ実施 ・NPO法人への運営資金援助
<p>《交流活動》</p> <p>地域行事の参加や住民同士の交流場作りと交流を通じた福祉ニーズの把握</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ運動，クリーン運動 ・地域のイベントの参加や運営協力 ・祭りや交流会の開催 ・施設や設備の一般開放 ・カフェや販売店の運営
<p>《育成・研修活動》</p> <p>担い手育成や住民の地域福祉への理解と参加促進を図る活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの紹介や育成 ・実習生や社会科見学等の受け入れ ・講演会

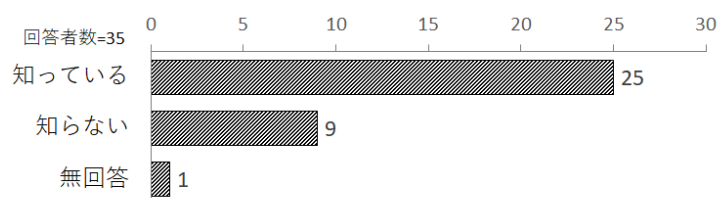
第2章 水戸市の現況と課題

調査項目④ 「社会福祉連携推進法人制度」について

令和2年6月に公布された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）」に基づき、令和4年4月から「社会福祉連携推進法人制度」が施行されました。本制度は、2以上の社会福祉法人等の法人が社員として参画し、福祉サービス事業間の連携・協働を図りながら適切な福祉サービスを提供することと、社会福祉法人の経営基盤の強化に資することを目的として、福祉サービス事業間の連携方策の新たな選択肢として創設された法人制度です。

今回の調査では、約7割の社会福祉法人が本制度について「知っている」と回答しました。

図42 「社会福祉連携推進法人制度」について

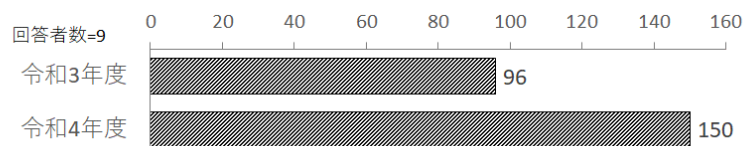


調査項目⑤ 「福祉よろず相談窓口」について

水戸地区社会福祉法人連絡会では、所属する社会福祉法人が窓口となり、地域の福祉に関する様々な悩み事の相談を受ける「福祉よろず相談窓口」を2021（令和3）年度に開設しました。

今回の調査では9の社会福祉法人が窓口を開設しており、合計で2021（令和3）年度に96件、2022（令和4）年度に150件の相談がありました。

図43 相談実績



調査項目⑥ 地域福祉の課題について

新型コロナウイルス感染拡大に伴うサービスの利用控えや事業活動の鈍化、物価高騰等の影響もあり、経営に関する課題を挙げる社会福祉法人が多く見られました。その他にも、社会福祉法人が考える地域福祉の課題及び協力・提案できることとして、下記のような内容が挙げられました。

表2 社会福祉法人が考える地域福祉の課題 協力・提案できること

項目	課題	協力・提案できること
経営に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財政、経営基盤の強化 ・ 担い手育成、人材の確保と定着 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他法人との協力・連携 ・ 実習生の受入
支援体制や連携に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域や各組織・団体との連携強化と連携の重要性の理解 ・ 地域や各組織・団体の機能や役割の見直し ・ 地域と連携した防災体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談内容に応じたサービスの提供、関連組織との連携 ・ 取り組み事例の共有 ・ 福祉避難所や防災拠点の設置
事業活動に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交流機会の創出 ・ 活動や事業の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労支援事業や事業を通じた交流機会創出や社会貢献 ・ 保有する資源や能力の活用、提供 (例 未利用時間のフロア解放、サロン活動など)

第3節 地域福祉計画(第3次)重点施策の評価

地域福祉計画（第3次）に掲げた重点施策の数値目標と実績の比較については次のとおりです。

目標を達成したものは、基本方針1において「地域いきいきコミュニティトーク（みとの福祉を考える座談会の後継事業）」で1項目、基本方針2において「市内連携体制の構築（我が事・丸ごと連絡協議会の発足及び運営）」「安心・安全見守り隊参加団体・事業者数」で2項目の計3項目です。

目標には届かないが、改善が見られた項目は、基本方針3において「地域活動やボランティア活動などの支援活動に参加しており、今後も参加したいと回答する市民の割合」で1項目となっています。

また、基準値に比べて低下したのは、基本方針1において「隣近所との付き合いの程度があいさつを交わすより深い関係であると回答する市民の割合」で1項目、基本方針3において「ボランティアセンターにおけるボランティア登録数」で1項目となっています。

●基本方針1 とともに支えあう地域づくり

〔重点施策〕 地域住民による交流づくりの推進

目標指標	基準値	実績	目標値	評価
	2019 (令和元)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	
地域いきいき コミュニティトーク (みとの福祉を考える座談会 の後継事業)	—	8地区 延べ15回 開催 (2020(令和2) 年度以降実施 済み)	継続 (2020(令和2) 年度実施)	目標達成
隣近所との付き合いの 程度が「あいさつを交 わすより深い関係であ る」と回答する市民の 割合 (市民アンケート)	57.3%	53.8%	60.0%	基準値 より低下

●基本方針2 多様な福祉課題に対応した支援体制づくり

〔重点施策〕 連携体制づくりの推進

目標指標	基準値	実績	目標値	評価
	2019 (令和元) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	
庁内連携体制の構築 (我が事・丸ごと連絡協議会の発足及び運営)	—	会議 1 回開催 (2020 (令和2) 年度発足済み)	継続 (2020 (令和2) 年度発足)	目標達成
安心・安全見守り隊 参加団体・事業者数	178 団体 (2018 (平成30) 年度末現在)	193 団体	190 団体	目標達成

●基本方針3 福祉のこころを育む人づくりの推進

〔重点施策〕 福祉のこころを育む人づくりの推進

目標指標	基準値	実績	目標値	評価
	2019 (令和元) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	
ボランティアセンター におけるボランティア 登録数	個人 162 人 団体 108 団体 (2018 (平成30) 年度末現在)	個人 128 人 団体 101 団体	個人 200 人 団体 150 団体	基準値 より低下
「地域活動やボランテ ィア活動などの支援 活動に参加しており、 今後も参加したい」と 回答する市民の割合 (市民アンケート)	13.6%	15.3%	20.0%	改善傾向

第4節 地域課題と課題解決に向けた方向性

本市を取り巻く現況を踏まえ、アンケート結果から主な地域課題を整理すると、次のような課題解決に向けた方向性が見えてきます。

《市の現況》

- 人口減少
- 世帯構造の変化
(単身世帯の増加)
- 高齢化の進行
- 高齢者単身世帯・高齢者夫婦世帯の増加
- 障害者数, 難病患者数の増加
- 65歳以上の第1号被保険者の約2割が要支援・要介護認定者
- 新型コロナ感染拡大による接触機会の減少, 事業活動の停滞
- ひとり親世帯数の減少
- 生活保護受給世帯数は横ばい
- 生活保護受給世帯における高齢者世帯の割合が増加
- 再犯者率・再犯者数の減少

《市のアンケート調査より》

- 地域とのつながりが希薄化し, 自治会への関心も低下している。
⇒自治会に加入している割合が低下
⇒「あいさつを交わすより深い関係」の割合が低下
⇒地域で注力する活動の上位は「多世代で交流を深める活動」
⇒社会福祉法人による地域における公益的な取組みの実施
- 障害者・高齢者が安心して暮らせる環境づくりや防犯への取組みが十分でない。
⇒当該環境満足度の満足層の割合が5割未満
- 福祉に対する悩みを相談できていない人がいる。
⇒相談先がわからない・相談できる人がいない人の割合の増加
- 福祉に関する必要な情報を十分に届けられていない。
⇒福祉に関する情報を得られていない人が約4割
⇒「行政が提供する各種福祉サービスの種類・内容」に関する情報が特に求められている
- 複雑で多様な福祉課題に対し, 各種団体・組織と連携しながら対応していくことが求められている。
⇒福祉課題を中心となって解決すべき人として, 「市」「町内会・自治体」「社会福祉法人」の回答が増加
⇒分野を問わず利用できるサービスの充実を求める人が多い
⇒困っている人と支援できる人との調整を図るコーディネーターの育成を求める人が多い
- 地域共生社会の推進のために, 意識啓発や人材育成が重要と考える市民が多い。
⇒支え合い活動を活発にするために重要なこととして, コーディネーターや専門家の育成と回答する人が増加
- 福祉活動に対する関わりや関心が低いため, 地域を巻き込んだ福祉の取組による意識の醸成が重要。
⇒福祉活動経験者の割合が低く, ボランティア登録数も減少
⇒特に20代30代において, 地域活動に関する関心が低い
- 福祉に携わる人材の育成・確保が必要。
⇒多くの社会福祉法人において人材不足や定着率の低さが課題として挙げられている。

《課題》

- 地域のつながりや
支えあう意識の
希薄化
- 誰もが安心して暮ら
せる生活環境づくり
の不足

地域と
つながる

《課題解決に向けた方向性》

地域住民が地域のあらゆる課題を「我が事」として捉え、地域社会に参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることが求められています。そのため、自助・近助・共助・公助の精神のもと、地域の課題を地域の中で解決できる力を高める取組を進めるとともに、誰もが安全・安心に過ごすことができる地域社会づくりを推進します。

地域
つなぐ

専門機関と
つながる

- 連携やネットワーク
の不足
- 複合化, 複雑化する
福祉ニーズに対し適
切なサービスを届け
る仕組みと支援体制
が不十分
- 多様な福祉情報の提
供と共有化の不足

ニーズの多様化により、これまでの見守り活動や公的制度では支えることが困難な人が増加し、社会的な孤立を防ぐ取組が急務となっています。このことから、地域の支援を必要とする人を早期に把握し、その人のニーズに応じて適切なサービスにつなぐ仕組みを構築することが必要です。そのため、行政や関係機関が横断的に連携し、それぞれの分野の制度を活用するなど、地域における複合化, 複雑化した課題に対応できる包括的な支援体制づくりを推進します。

支援
体制
づくり

未来の福祉へ
つなげる

- 一人一人の福祉意識
と主体性の低下
- 人材不足と福祉活動
の担い手育成不足

市民一人一人がその担い手であることを自覚し、福祉に対する理解を深めることが重要です。このことから、地域住民の地域福祉活動への参加を促進しながら、福祉に対する意識の向上を図るとともに、地域福祉活動の担い手の育成・支援や福祉人材の確保に努めます。

人
つなぐ

第3章 計画の基本的方向

第1節 目指す姿

誰もが安心して共生できる地域福祉を実現するためには、地域住民や地域福祉に関する活動を行う団体等が参画し、一人一人が地域や関係機関等と「つながり」、未来の福祉へ「つなげる」ために、健やかで活力のある地域社会をともに創っていくことが必要です。

本計画では、上位計画である水戸市第7次総合計画の「支えあい、助けあう社会の実現」という福祉の方向性を踏まえ、すべての市民が、住み慣れた地域で、ともに支えあい、助けあうという理念のもと、地域福祉を推進する施策を包括的に実施し、地域共生社会の実現を目指すこととします。

《目指す姿》

すべての人がともに支えあい助けあう

地域共生のまち・水戸

第2節 基本方針

本計画では、目指す姿の実現に向け、3つの基本方針を定め、各種施策を展開していくものとします。

基本方針1 つながり助けあう地域づくり

つながり助けあう地域づくりに向けては、地域住民が地域のあらゆる課題を「我が事」として捉え、地域社会に参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることが求められています。そのため、自助・近助・共助・公助の精神のもと、地域の課題を地域の中で解決できる力を高める取組を進めるとともに、誰もが安全・安心に過ごすことができる地域社会づくりを推進します。

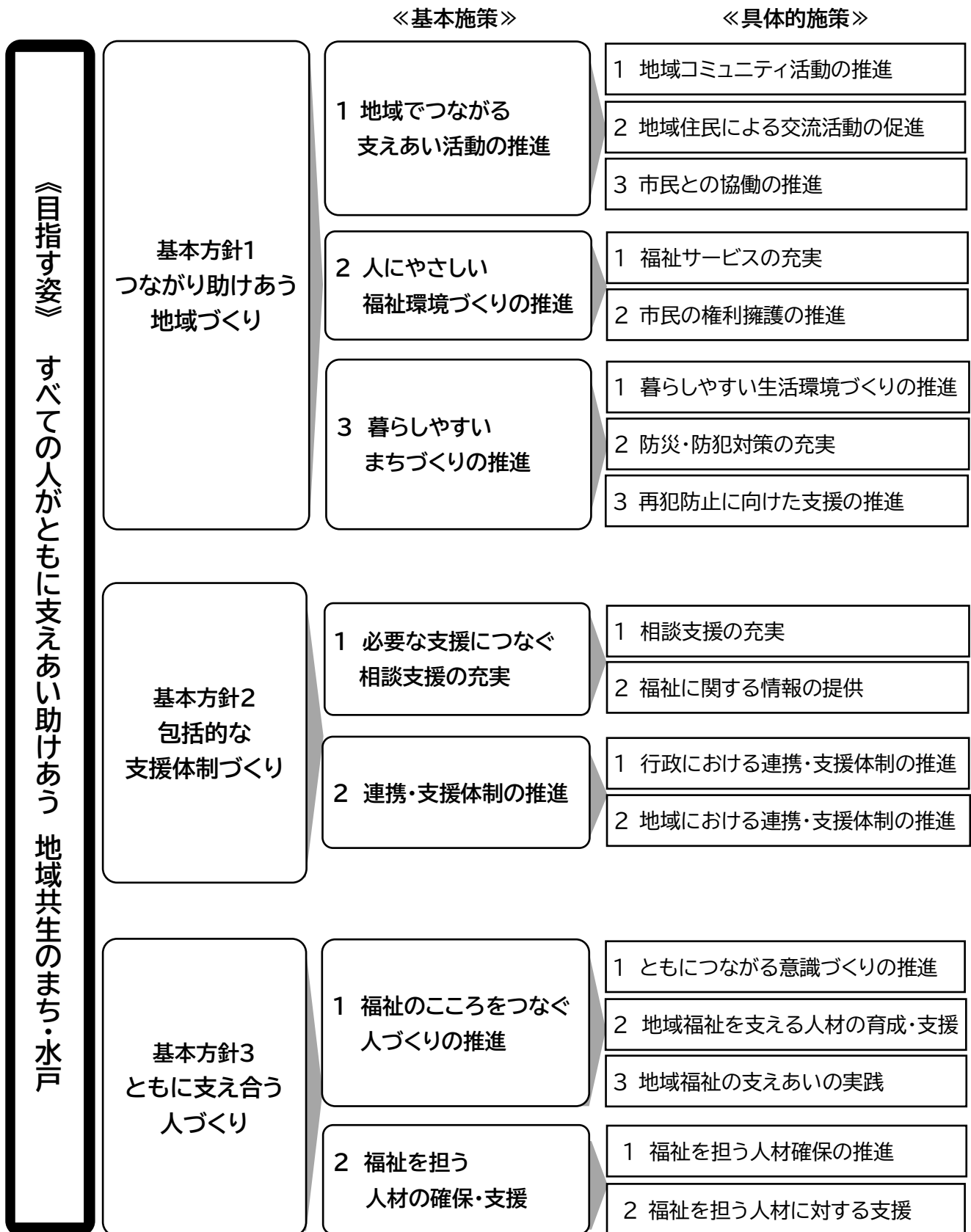
基本方針2 包括的な支援体制づくり

ニーズの多様化により、これまでの見守り活動や公的制度では支えることが困難な人が増加しており、社会的な孤立を防ぐ取組が急務となっています。このことから、地域の支援を必要とする人を早期に把握し、その人のニーズに応じて適切なサービスにつなぐ仕組みを構築することが必要です。そのため、行政や関係機関が横断的に連携し、それぞれの分野の制度を活用するなど、地域における複合化、複雑化した課題に対応できる包括的な支援体制づくりを推進します。

基本方針3 ともに支えあう人づくり

地域づくりや包括的な支援体制づくりを推進するためには、市民一人一人がその担い手であることを自覚し、福祉に対する理解を深めることが重要です。このことから、地域住民の地域福祉活動への参加を促進しながら、福祉に対する意識の向上を図るとともに、地域福祉活動の担い手の育成・支援や福祉人材の確保に努めます。

第3節 施策の体系



第4節 重点施策

現在作成中のため、次回開示予定